

〈資料編〉

資料1 : 「調査インフラ等に関する実態調査」
報告書(2015年11月実施)

調査インフラ等に関する実態調査 報告書

一般社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会

公的統計基盤整備委員会

市場動向分析小委員会

2016年5月

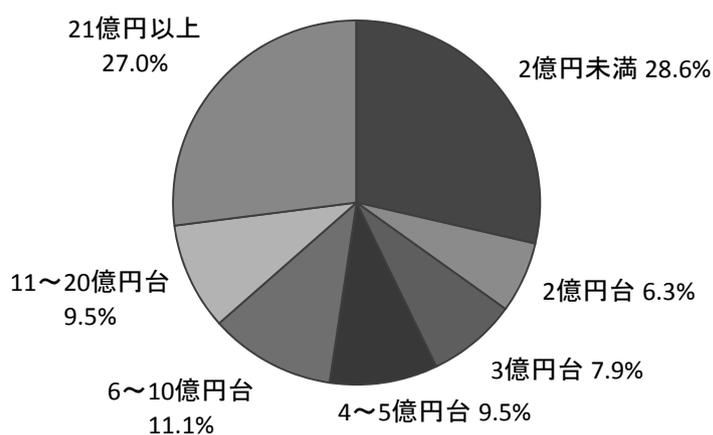
I. 調査概要	(5)
II. 調査結果のまとめ	(8)
III. ISO20252 について	(10)
1. 各種規格認証の認知／保有／取得意向	(10)
2. 各種規格認証の未取得意向の理由	(11)
3. ISO20252 の取得必要度とその理由	(13)
IV. 調査員について	(14)
1. 調査員の保有有無	(14)
2. 調査員の募集時期	(15)
3. 手法別調査員人数	(16)
4. 調査員や調査員調査を取り巻く環境について	(17)
V. 社員や調査員の研修について	(18)
1. 社員や調査員の研修実施内容	(18)
2. 社員や調査員の研修実施形式	(19)
3. 社員や調査員の能力向上のために取り組んでいること	(20)
VI. 社員の資格について	(21)
1. 資格の保有人数	(21)
2. 資格試験の受験者数	(22)
3. 専門統計調査士および統計調査士取得への支援状況	(23)
4. 統計調査士・専門統計調査士受験対策講座の認知／参加状況	(24)
5. 統計調査士・専門統計調査士受験対策講座の非参加理由	(25)
6. 統計調査士および専門統計調査士に関する意見	(26)
VII. 調査手法別の実施状況について	(28)
1. 調査員調査(訪問調査)	(28)
2. 郵送調査	(29)
3. インターネット調査	(30)
4. 調査可能なパネルの規模	(31)
5. 訪問調査、郵送調査、およびインターネット調査以外の調査手法	(32)
VIII. 府省からの委託業務への参入意向について	(33)
1. 官公庁と民間の直接経費割合	(33)
2. 府省からの委託業務への参入意向	(34)
3. 府省からの委託業務への参入希望手法	(35)
4. 府省からの委託業務で自社が対応可能な最大サンプル数	(36)
5. 府省からの委託業務参入に向けた対応策	(37)
添付資料	(38)
調査票	(38)

■目的	本調査は、JMRA 会員社における社員および調査員への教育・訓練の取り組みや社員の保有資格等のインフラ整備状況、府省への参入意向等について把握することを目的に実施した。																																											
■調査手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ e-mail 調査 会員社窓口担当者へ e-mail の添付ファイル形式で送付、回収は主に e-mail の添付ファイル形式で行った。																																											
■調査対象	JMRA 正会員社(124 社)																																											
■主要調査項目	<input type="checkbox"/> 会員社プロフィール <input type="checkbox"/> I S O20252 について <input type="checkbox"/> 調査員について <input type="checkbox"/> 社員や調査員の研修について <input type="checkbox"/> 社員の資格について <input type="checkbox"/> 調査手法別の実施状況について <input type="checkbox"/> 府省からの委託業務への参入意向について																																											
■実査期間	2015 年 11 月 13 日～27 日 ※2015 年 12 月 7 日、2016 年 1 月 8 日メールにて督促を実施																																											
■回収数／発送	63 社 / 124 社 回収率 50.8 %																																											
※過去調査の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実査期間</th> <th>発送数</th> <th>回収数</th> <th>回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2008 年</td> <td>11/5-28</td> <td>142 社</td> <td>73 社</td> <td>51.4%</td> </tr> <tr> <td>2009 年</td> <td>11/2-30</td> <td>148 社</td> <td>73 社</td> <td>49.3%</td> </tr> <tr> <td>2010 年</td> <td>11/1-15</td> <td>150 社</td> <td>66 社</td> <td>44.0%</td> </tr> <tr> <td>2011 年</td> <td>11/1-15</td> <td>147 社</td> <td>66 社</td> <td>44.9%</td> </tr> <tr> <td>2012 年</td> <td>11/1-15</td> <td>141 社</td> <td>65 社</td> <td>46.1%</td> </tr> <tr> <td>2013 年</td> <td>11/1-15</td> <td>134 社</td> <td>63 社</td> <td>47.0%</td> </tr> <tr> <td>2014 年</td> <td>11/13-27</td> <td>124 社</td> <td>63 社</td> <td>50.8%</td> </tr> </tbody> </table>					実査期間	発送数	回収数	回収率	2008 年	11/5-28	142 社	73 社	51.4%	2009 年	11/2-30	148 社	73 社	49.3%	2010 年	11/1-15	150 社	66 社	44.0%	2011 年	11/1-15	147 社	66 社	44.9%	2012 年	11/1-15	141 社	65 社	46.1%	2013 年	11/1-15	134 社	63 社	47.0%	2014 年	11/13-27	124 社	63 社	50.8%
	実査期間	発送数	回収数	回収率																																								
2008 年	11/5-28	142 社	73 社	51.4%																																								
2009 年	11/2-30	148 社	73 社	49.3%																																								
2010 年	11/1-15	150 社	66 社	44.0%																																								
2011 年	11/1-15	147 社	66 社	44.9%																																								
2012 年	11/1-15	141 社	65 社	46.1%																																								
2013 年	11/1-15	134 社	63 社	47.0%																																								
2014 年	11/13-27	124 社	63 社	50.8%																																								

■企業属性

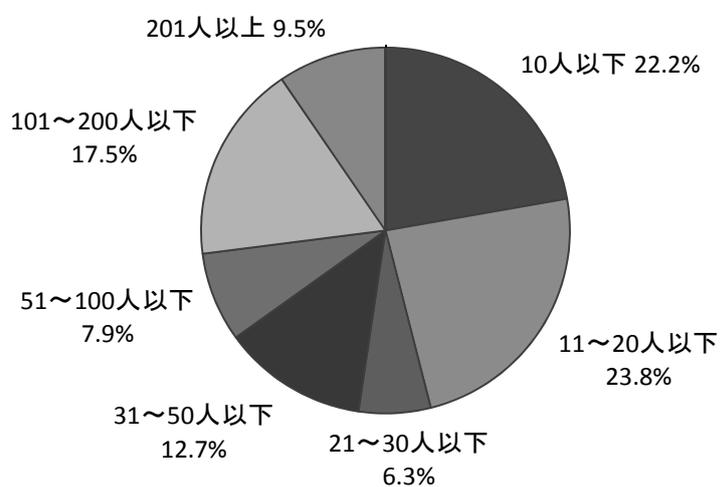
【売上高】

2015年(N=63)

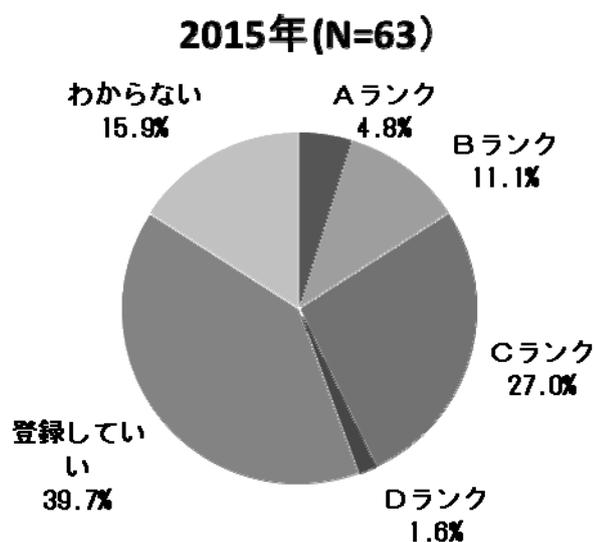


【従業員数】

2015年(N=63)



【全省統一資格におけるランク】



● 全省庁統一資格とは・・・・・・・・

府省庁における入札参加に必要な資格で、付与される資格等級には、A、B、C、Dの4ランクがある。資格等級は、事業者の年間売上高、自己資本額、営業年数等によって与えられた点数により決定される。なお、府省庁の入札案件には予定価格が設定されており、資格等級ごとに入札可能案件が異なる。

出典：『競争参加者の資格に関する公示』

<全体総括>

- ・当小委員会における会員社に対する調査は今年度で 8 回目、調査タイトルを「調査インフラ等に関する実態調査」と改称してからは 4 回目の調査となった。今回の調査内容は、調査員の実態、I S O 20252 等の認証資格、社員および調査員の教育・研修、郵送調査やインターネット調査等各調査手法の実態について注力をした。
- ・「エリア別調査員人数」「統計調査員の兼務割合」の質問は、毎年回答の変化が小さいことから隔年実施として今回は休止質問とし、質問数を減らした。
- ・「官公庁業務の受託状況」の質問は、回答結果と公開情報を取りまとめた「府省における民間事業者を活用した案件の落札情報」の結果に乖離があり、今年度より聴取項目から除外した。

<各章の概況>**■ I S O 20252 について**

- ・I S O 20252 の認知率は 9 割に達するものの、取得率は 1 割であり、大多数の会員社が取得予定なしと回答している。
- ・I S O 20252 は約 3 割の会員社が必要性感じると回答している。
- ・必要性感じている理由としては、「クライアントからの信頼向上」、「社内の品質管理、マネジメント向上」、「リサーチ業界の地位向上」が上位にあがっている。必要性感じていない理由としては、「取得するメリットが感じられない」、「クライアントが規格認証にこだわらない」、「公的統計など官公庁の業務が少ない」等があがっている。

■ 調査員について

- ・調査員を保有している会員社の割合は約 6 割 (35/63 社) であった。
- ・調査員の募集を通年で行っている会員社は保有社 (35 社) の約 1/3 (11 社) となっている。
- ・稼動可能な調査員数は、全ての調査手法を合計した人数で 1 社あたり約 455 人となっており、「訪問調査」の調査員は 26 社 (1 社あたり約 380 人) が保有している。
- ・昨今の調査員および調査員調査を取り巻く環境について課題と感じていることは、「調査員の高齢化」、「調査員のなり手 (希望者) の減少」、「新しいデバイス機器への調査員の対応力」等があがっている。

■ 社員や調査員の研修について

- ・社員や調査員に行った研修のうち、「プライバシーマーク規定に基づく研修」、「個別のスキルアップ研修」、「事例報告」、「調査品質規定に基づく研修」は社員での実施割合が高く、「ロールプレイング」は調査員の実施割合のほうがやや高くなっている。
- ・社員、調査員ともに社員が実施する研修方式が最も高くなっている。
- ・調査員に対する研修はほとんどが社員によるものであるのに対し、社員に対しての研修は社内講師、外部講師の招聘や外部研修等幅広い方法で実施されている。
- ・社員や調査員の能力向上のために取り組んでいることとして、「ミス・トラブルの再発防止のための情報共有」、「O J T」、「その他統計学や分析技法に関する学習支援」が多くの会社からあがっている。

■ 社員の資格について

- ・JMRA 会員社全体での保有者数は統計調査士が 20 社、227 人、専門統計調査士も同数である。

- ・2015年度は2014年度に比べ、専門統計調査士、統計調査士ともに総受験者数に占めるJMRA会員社の受験者数の割合が減少している。
- ・JMRA会員社における専門統計調査士の支援状況についてみると、専門統計調査士および統計調査士の推奨は選択的推奨を合わせても5割に届いていない。何らかの費用負担をする社が受験者に全額個人負担をさせる社数を下回っている。
- ・統計調査士・専門統計調査士受験対策講座の認知が約7割であった。このうち約1割が参加している。非参加理由としては、日程の問題や受講希望者がいないといった意見があがっている。
- ・統計調査士および専門統計調査士に関する意見としては、推奨をする回答がある一方で、必要性がないといった意見が見受けられる。

■調査手法別の実施状況について

- ・調査手法別の実施案件本数について、訪問調査は789本、郵送調査は1,015本、インターネット調査は2万5,303本となっている。その他、グループインタビューが6,788本、CLT等の集合調査が2,731本、電話調査が379本、ミステリーショッパーが145本となっている。
- ・インターネット調査の1週間で回収が見込める最大サンプル数について、会員社の平均値は約24万サンプル、最大値は110万サンプルであった。また、自社で対応可能な最大サンプル数は、訪問調査で事業所・企業、一般世帯・個人ともに3万サンプル、郵送調査もともに150万サンプルであった。
- ・インターネット調査の自社パネル保有率は約3割(18社)であった。

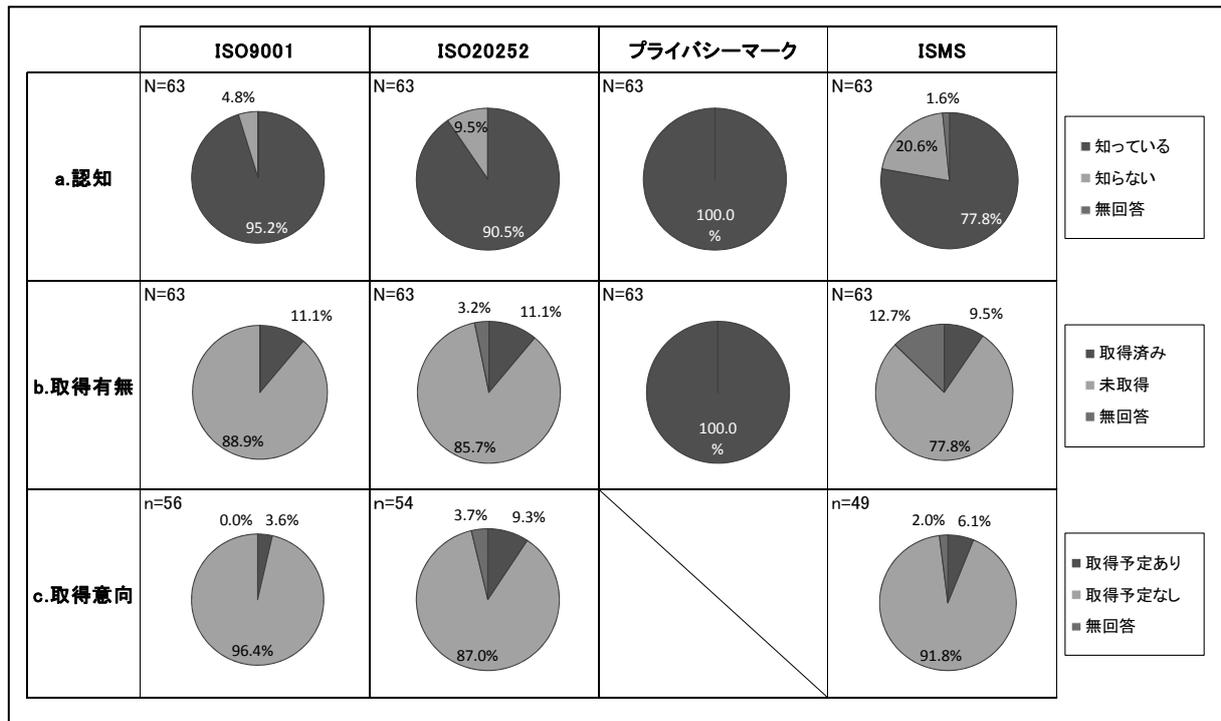
■府省からの委託業務への参入意向について

- ・官公庁案件の変動費は、4割超の会員社が70%以上となっている。
- ・参入意向を業務タイプ別に聴取した結果、「実査から集計までの一貫型」の参入意向度が高い。
- ・参入を希望する調査手法は、郵送調査とインターネット調査が上位となっている。
- ・プロジェクト単位の自社で対応可能な最大サンプル数は、訪問調査で事業所・企業、一般世帯・個人ともに3万サンプル、郵送調査もともに150万サンプルであった。
- ・官公庁業務への参入に向けた主要な対応策は、「人材(社員)の育成」が最も高く、「人材(社員・アルバイト)の増員」、「調査員の教育」、「調査員の確保」と続いている。

1. 各種規格認証の認知／保有／取得意向

ISO20252 の認知率 9 割に対し、取得意向は 1 割にとどまる。

F4. 貴社における各種規格認証の認知、取得状況等についてお知らせください。(各 SA)



- プライバシーマークは回答をした全会員社が認知し、取得済みである。
- ISOやISMSは認知しているものの未取得が多く、取得意向も高くなかった。

2. 各種規格認証の未取得意向の理由

F4. 各種規格認証を取得する意向がない場合はその理由についてもお知らせください。(FA)

I S O 20252、I S O 9001、I S M S に共通する未取得意向の理由
■ 現状では取得のためのコストに見合うほどのメリットが感じられないため。
■ 人手不足により、対応できる余裕がない。
■ コスト(人的負担も含め)が多大と思われるため。
■ 投資対効果を見込めないため。
■ 現状では取得のためのコストに見合うほどのメリットが感じられないため。
■ ワークフローの煩雑化に対して、現状メリットが少ないと感じているため。
■ メリットがない。
■ リソースも限られているため業務上の必要性や取得することで業績にプラスに働くのであれば検討する。
■ クライアントからの要望が無いため。
■ 当社の得意先環境では、今のところ、必要を感じない。
■ 現状の業務で特に必要を感じない。
■ 必要性を感じない。
■ グローバル企業なのでグローバルスタンダードの品質システムに基づく。

I S O 20252 および I S O 9001 に共通する未取得意向の理由
■ 人的資源がない。
■ 人数が少ない中、相互チェックが行き届いている。
■ クライアントからの要請がない。
■ 必要性を感じない。

I S O 20252 未取得意向の理由
■ 認証取得・維持に係わる人的余裕がない。
■ コストと人的負担がかかるため。
■ 当社のリサーチ業務はリサーチに於けるアプリケーション開発やリサーチデータの集計が主であるため。
■ 定性調査を主たる業務とし、社会調査・世論調査等の実施は行っていないため。
■ 必要性を感じない。
■ グローバルグループ内の品質基準に準拠しているため。

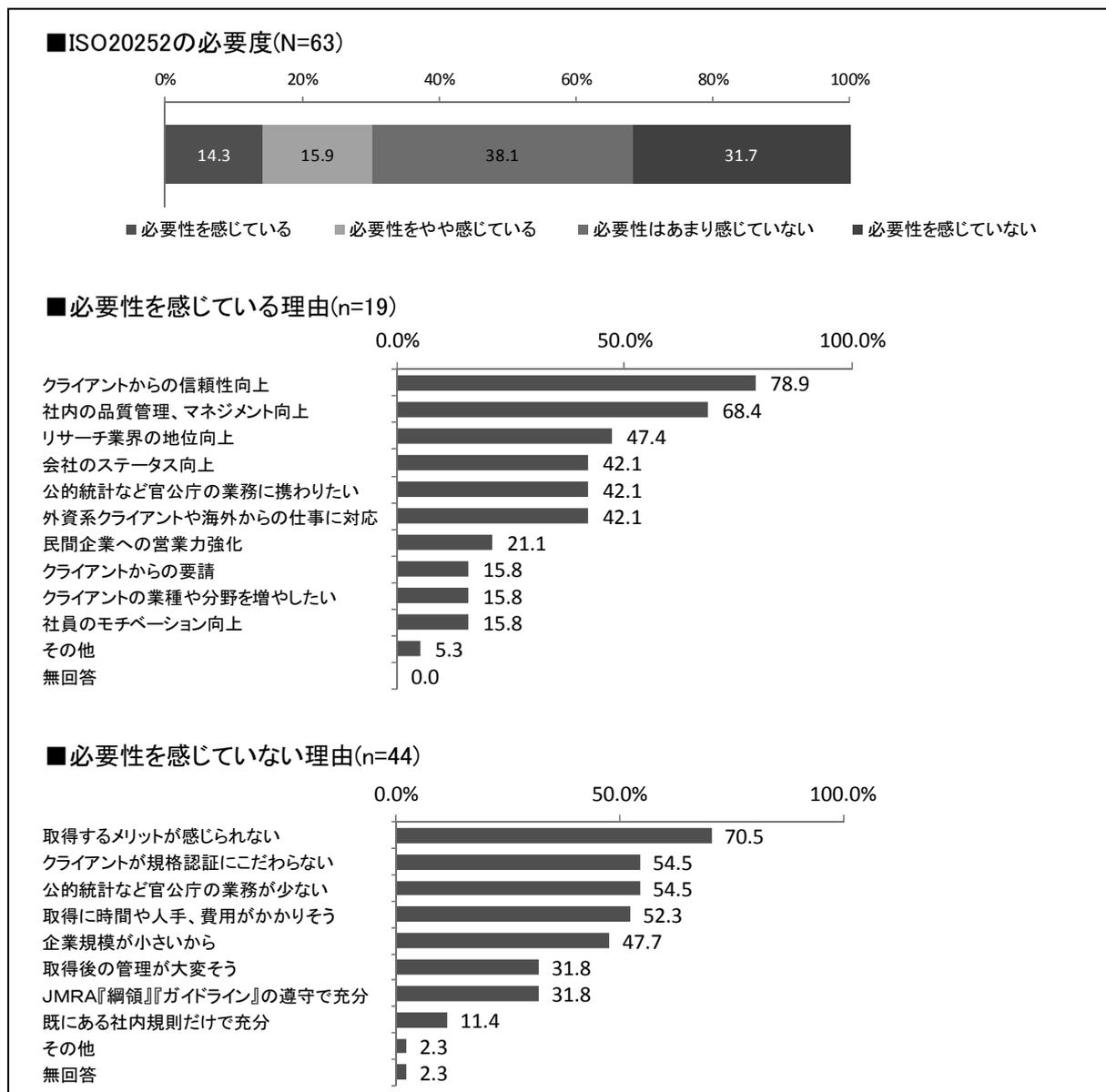
ISO9001 未取得意向の理由
■ 費用対効果、投資対効果を考慮して。
■ 定性調査を主たる業務とし、マーケティング・リサーチ綱領等に従った品質管理を実践しているため。
■ ISO20252 の取得で業務上支障がないため。
■ サービスの提供において、現時点ではその必要性があまりないため。
■ 詳しくは知らないので必要性を感じない。

ISMS 未取得意向の理由
■ 情報セキュリティに関して、現状はPマークで必要条件是満たしていると考えている。 ISO9001 2015 にリスク評価点が加味された点より将来的には統合マネジメントシステム視点より検討したい。
■ Pマークを取得しているため。
■ 定性調査を主たる業務とし、対象者パネル等やアンケートシステム等を自社で保有していないため。
■ 今のところ必要性を感じていないが当社の顧客からの要請があれば検討する。
■ サービスの提供において、現時点ではその必要性があまりないため。

3. ISO20252 の取得必要度とその理由

ISO20252 は約 3 割の会員社が必要性感じると回答している。

F5. 貴社では ISO20252 について、取得の必要性をどの程度お感じになっていますか。(SA)
また、そのようにお答えになった理由をお選びください。(MA)



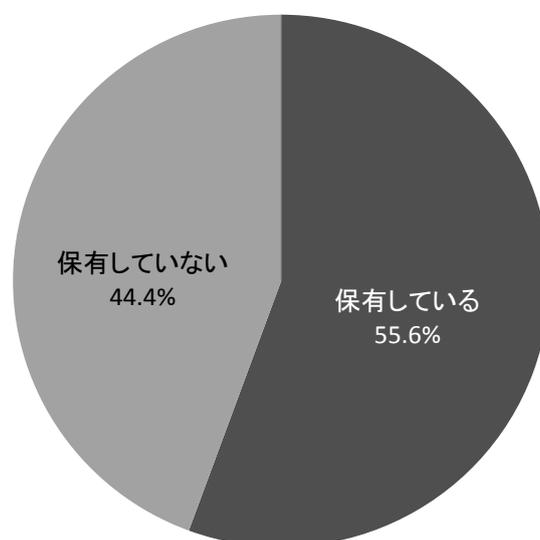
- 必要性感じている理由としては、「クライアントからの信頼性向上」、「社内の品質管理、マネジメント向上」、「リサーチ業界の地位向上」が上位にあがっている。
- 必要性感じていない理由としては、「取得するメリットが感じられない」、「クライアントが規格認証にこだわらない」、「公的統計など官公庁の業務が少ない」等があがっている。

1. 調査員の保有有無

調査員を保有している会員社は約 6 割となっている。

問 1. 貴社は「訪問調査、来店客調査、C L T等の各種調査に対応できる調査員」を保有していますか。(SA)

(N=63)

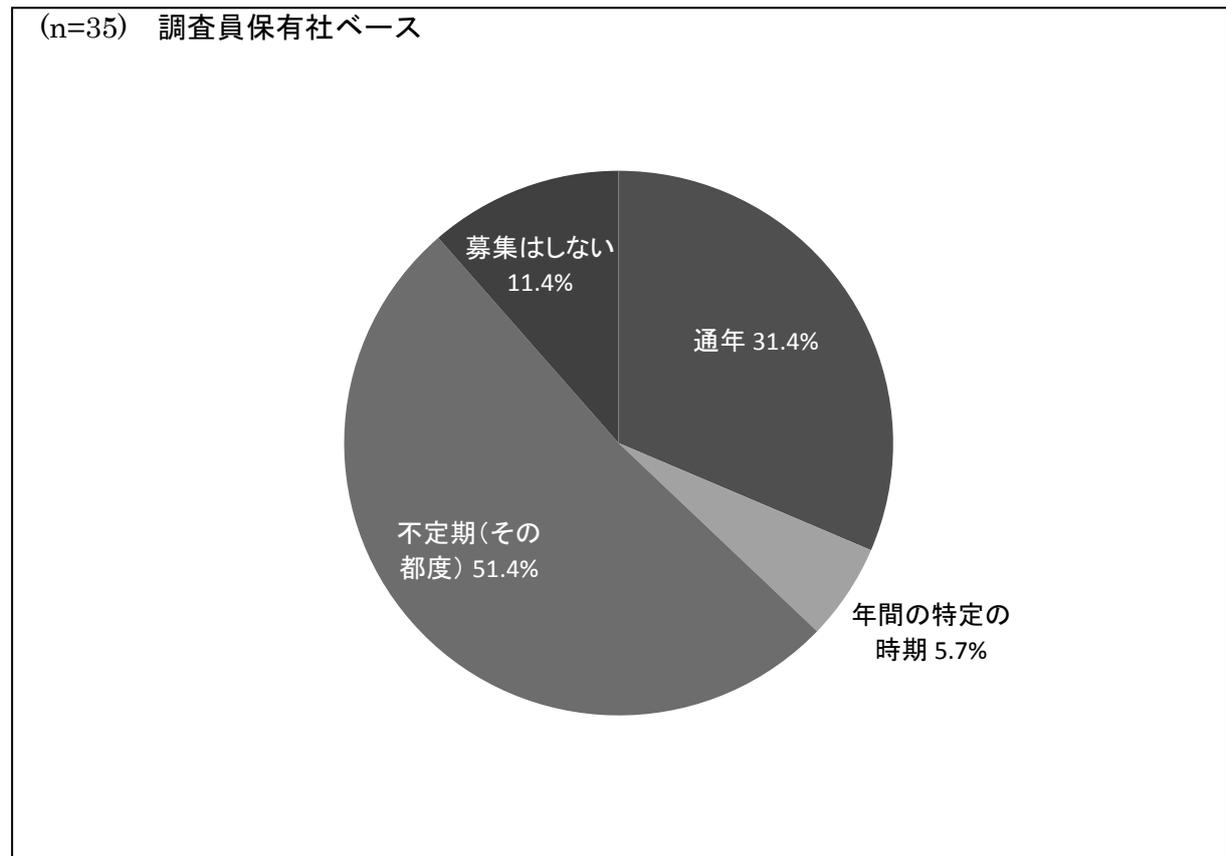


●JMRA 加盟 124 社のうち、今回の調査に回答したのは 63 社である。このうち、調査員を「保有している」と回答をしたのは 35 社(55.6%)である。

2. 調査員の募集時期

調査員を通年で募集しているのは 35 社のうち 11 社となっている。

問 2SQ1. 貴社における調査員募集の時期をお知らせください。(SA)



- 調査員の募集を不定期で行っている会員社が約半数、募集をしていない会員社は約 10% である。

3. 手法別調査員人数

訪問調査の調査員は 26 社が平均約 380 人を保有している。

【調査員を保有している正会員社にお伺いします。】

問 2SQ2. 貴社で保有している調査員のうち、実際に『稼動可能な調査員(専属、登録調査員を含む)』の人数を調査手法ごとにお知らせください。(FA)

(n=35) 調査員保有社ベース

調査手法別調査員人数

	回答社数	平均人数
訪問調査	26	380.1
ミステリーショッパー	19	232.6
電話調査	14	42.4
CLT	20	59.1
その他	16	89.4
総数	33	454.9

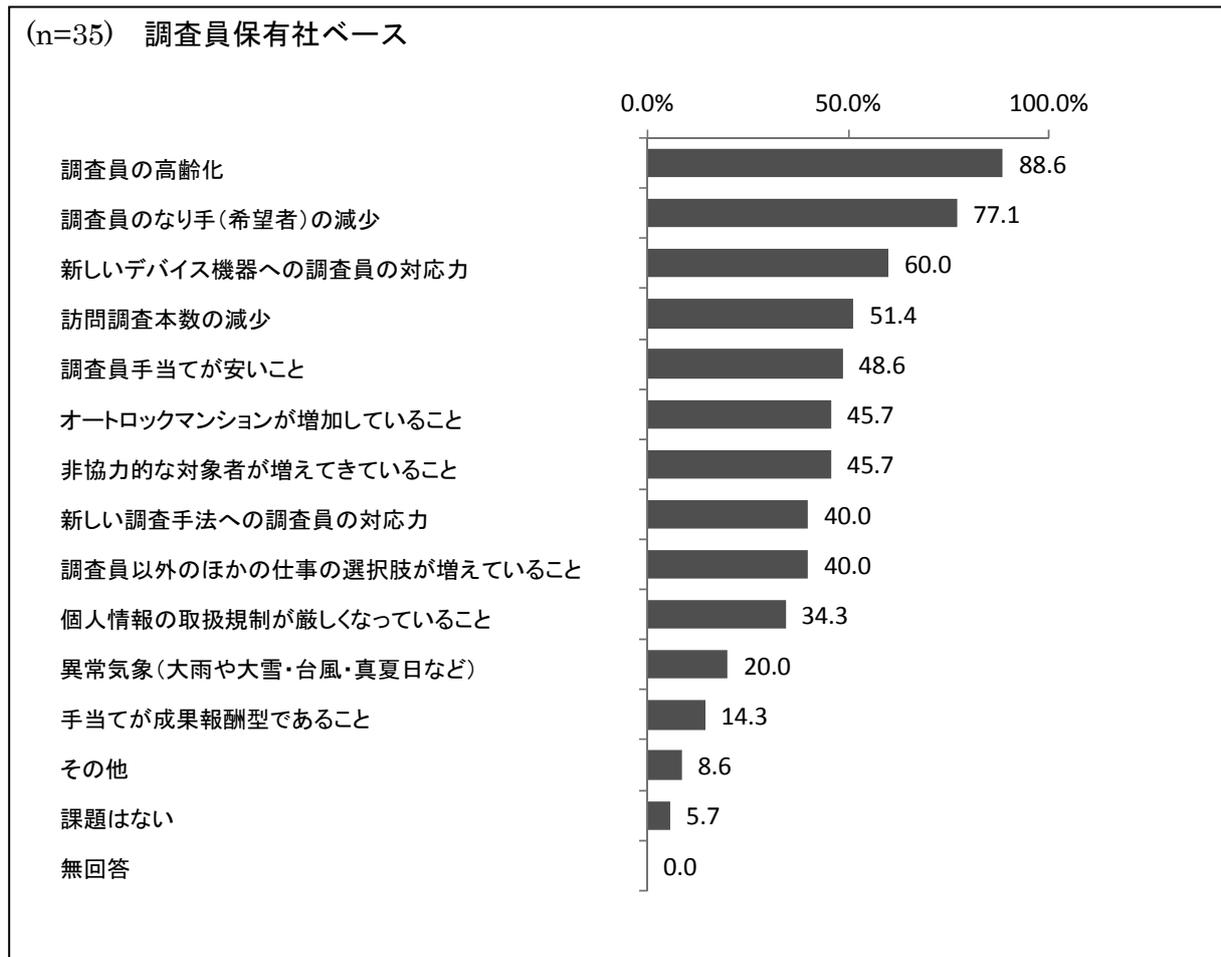
※無回答が 2 社ある。

- 稼動可能な調査員数は、全ての調査手法で合計した人数で 1 社あたり約455人となっている。
- 手法別で平均人数が最も多いのは「訪問調査」26社380人であり、以下、「ミステリーショッパー」19社232人、「電話調査」14社42人、「CLT」20社59人と続く。

4. 調査員や調査員調査を取り巻く環境について

約 9 割が調査員の高齢化を課題と感じている。

問 3. 昨今の調査員および調査員調査を取り巻く環境について貴社が課題と感じていることはありますか。(MA)

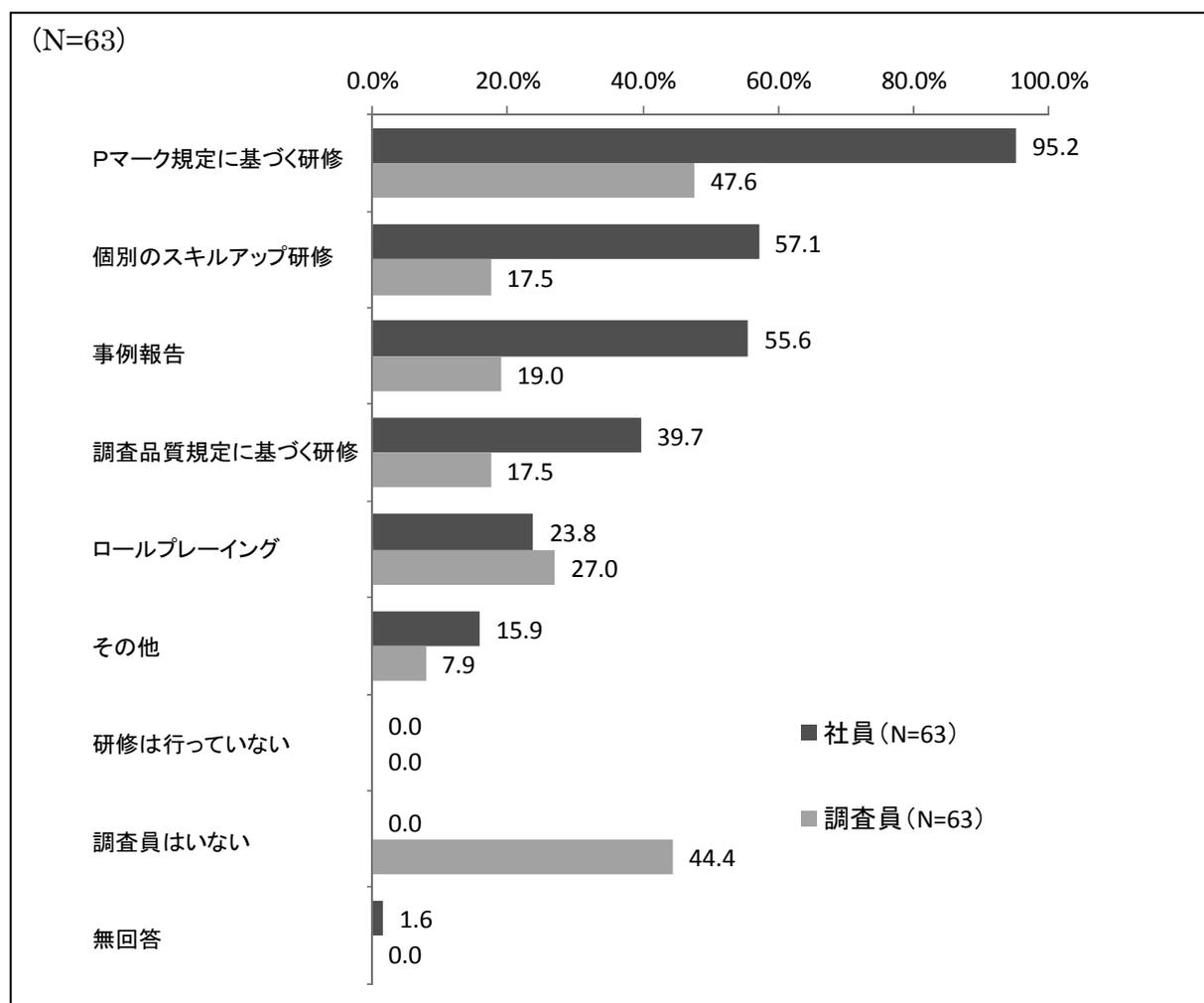


- 課題と感じていることは、回答が多い順に「調査員の高齢化」、「調査員のなり手(希望者)の減少」、「新しいデバイス機器への調査員の対応力」等があがっている。

1. 社員や調査員の研修実施内容

プライバシーマーク規定に基づく研修はほとんどの会社で実施。

問4. 貴社でこの1年間に社員や調査員に対して行った研修をお知らせください。(MA)

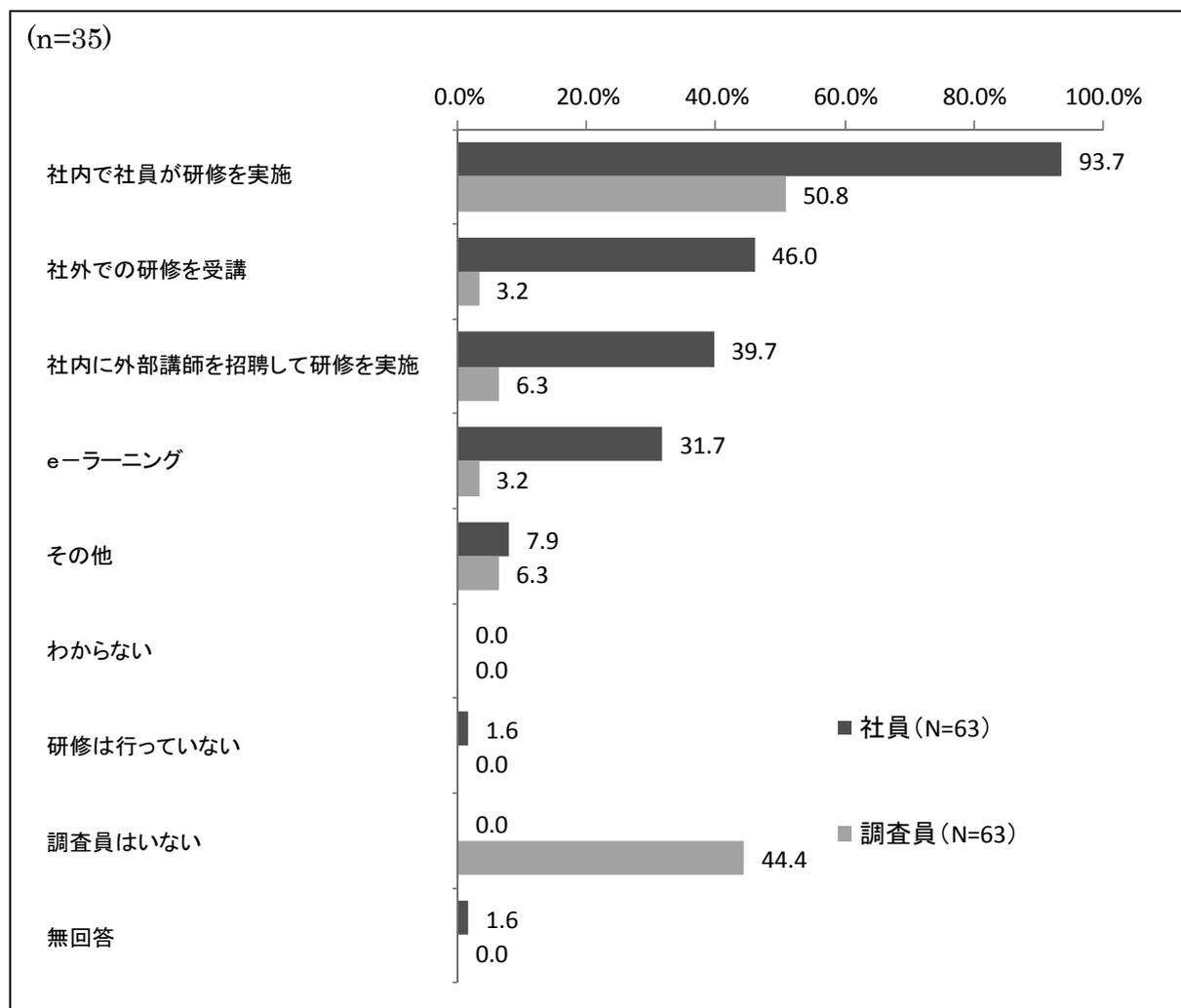


- 社員や調査員に行った研修のうち、「プライバシーマーク規定に基づく研修」、「個別のスキルアップ研修」、「事例報告」、「調査品質規定に基づく研修」は社員での実施割合が高く、「ロールプレイング」は調査員の実施割合のほうがやや高くなっている。

2. 社員や調査員の研修実施形式

社員が対応する研修形式が最も高くなっている。

問 5. 貴社でこの 1 年間に社員や調査員に対して行った研修はどのような形で実施しましたか。(MA)

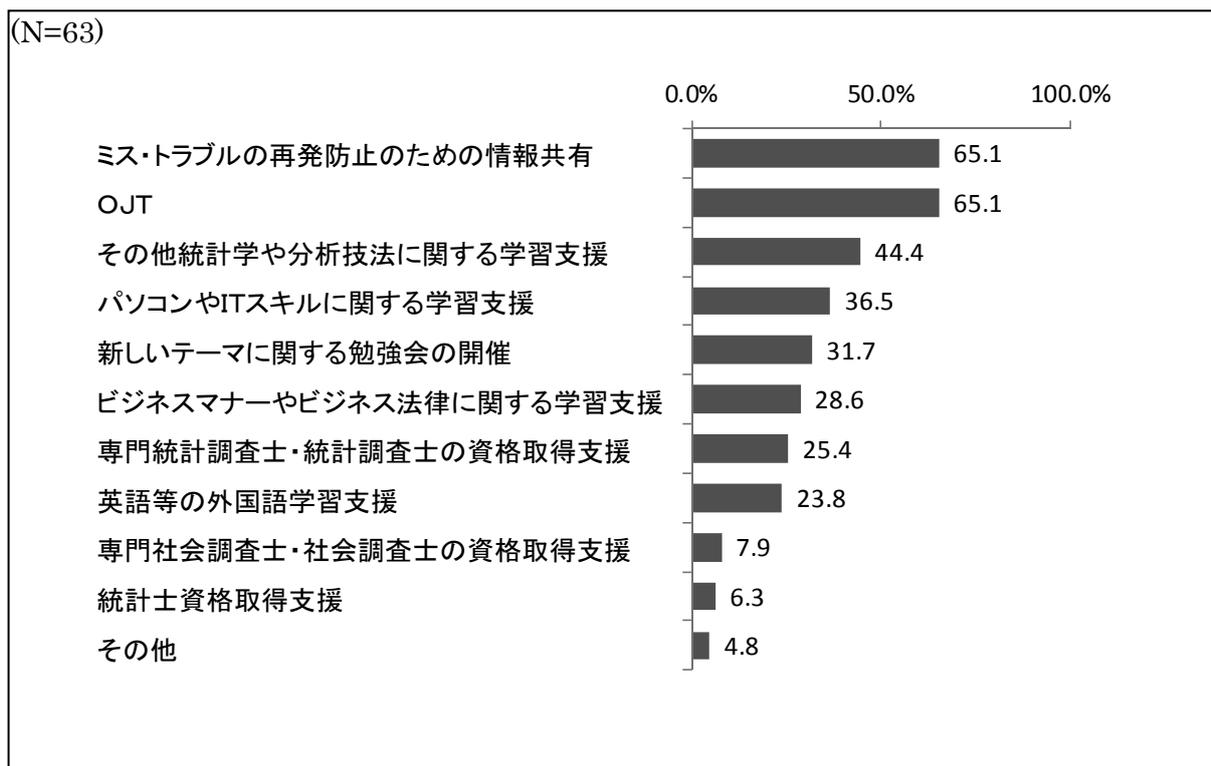


- 社員、調査員ともに社員が実施する研修方式が最も高くなっている。
- 調査員に対する研修はほとんどが社員によるものであるのに対し、社員に対しての研修は社内講師、外部講師の招聘や外部研修等幅広い方法で実施されている。

3. 社員や調査員の能力向上のために取り組んでいること

ミス・トラブルの再発防止のための情報共有、OJTが約7割。

問6. 調査会社として社員や調査員の能力向上のために取り組んでいるモノ・コトを次の中からいくつでも選んで教えてください。(MA)



- 社員や調査員の能力向上のために取り組んでいることは、回答が多い順に「ミス・トラブルの再発防止のための情報共有」、「OJT」、「その他統計学や分析技法に関する学習支援」等があがっている。

1. 資格の保有人数

専門統計調査士は 20 社、227 人が保有している。

問 7. 貴社が把握している下記資格の保有人数(社員)をお知らせください。(FA)

(N=63)

資格保有人数

	回答社数	人数
専門統計調査士	20	227
統計調査士	20	227
専門社会調査士	9	37
社会調査士	9	50

※専門統計調査士と統計調査士の保有人数については下記のような点に留意されたい。専門統計調査士の合格条件は、統計調査士と専門統計調査士の両方の試験を合格することである。すなわち、両方の試験を合格している者は統計調査士と専門統計調査士の有資格者となる。それゆえ、専門統計調査士の試験のみを合格し、統計調査士の試験を合格できていない者は専門統計調査士の有資格者とはならない。一方、統計調査士の試験のみを合格できている者は統計調査士の有資格者となる。

- 専門統計調査士、統計調査士ともに 20 社、227 人と同数であった。
- 専門統計調査士の 1 社あたりの最大値は 55 人、統計調査士の最大値は 64 人であった。

2. 資格試験の受験者数

専門統計調査士、統計調査士ともに総受験者数に占める JMRA 会員社の受験者数割合が減少。

問 8. 貴社が把握している下記資格の受験者数(社員および調査員を含む)をお知らせください。(FA)

2014年度受験者数			
	回答社数	人数	総受験者数に占める 会員社の受験者数割合
専門統計調査士	14	65	28.6%
統計調査士	12	72	17.6%

2015年度受験者数			
	回答社数	人数	総受験者数に占める 会員社の受験者数割合
専門統計調査士	10	55	26.3%
統計調査士	13	68	16.8%

●2015 年度は 2014 年度に比べ、専門統計調査士、統計調査士ともに総受験者数に占める JMRA 会員社の受験者数の割合が減少している。

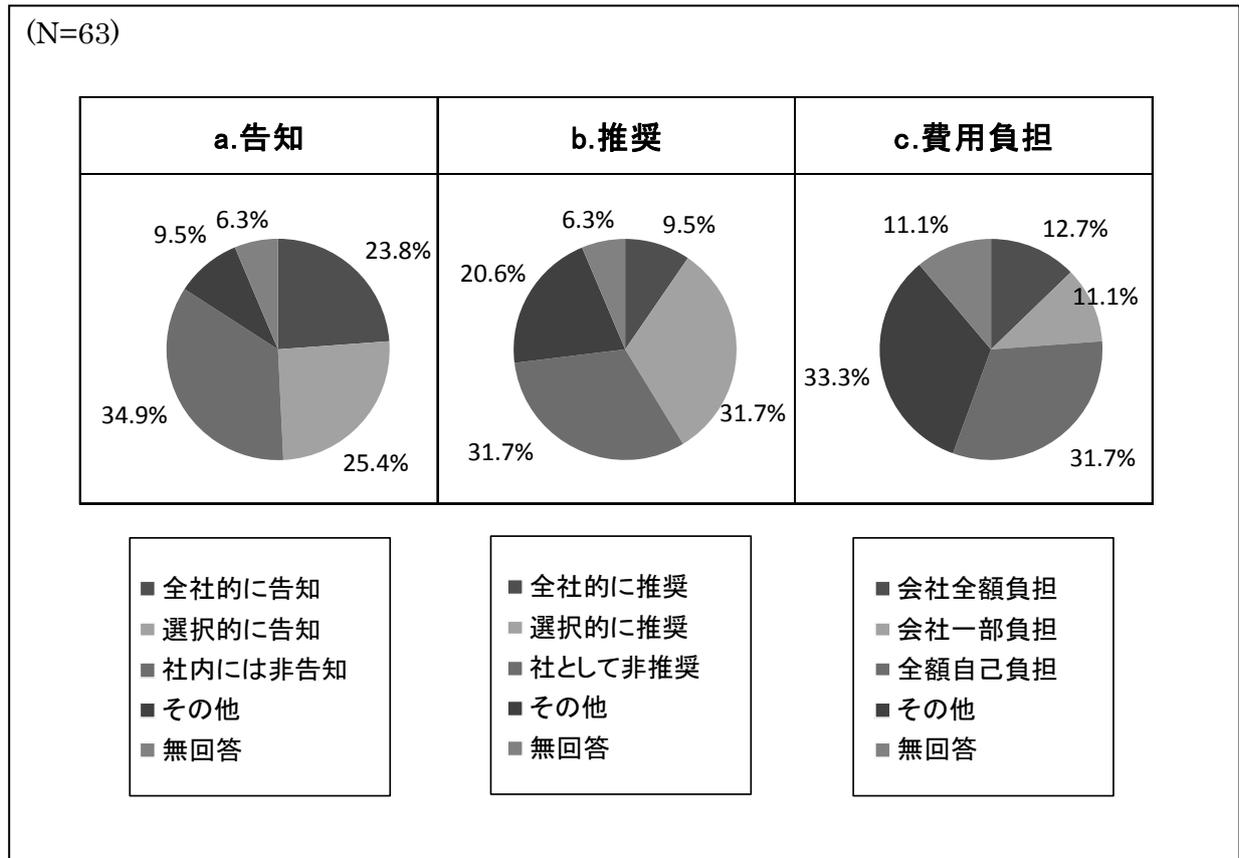
<参考>主催者(一般財団法人 統計質保証推進協会 統計検定センター)発表の総受験者数は以下の通り。

2011 年度：統計調査士 286 名 専門統計調査士 258 名
 2012 年度：統計調査士 302 名 専門統計調査士 205 名
 2013 年度：統計調査士 403 名 専門統計調査士 229 名
 2014 年度：統計調査士 410 名 専門統計調査士 227 名
 2015 年度：統計調査士 404 名 専門統計調査士 209 名

3. 専門統計調査士および統計調査士取得への支援状況

「専門統計調査士」および「統計調査士」は 1/3 以上の会員社で非告知。

問 9. 「専門統計調査士」、「統計調査士」資格取得への貴社の取り組みについてお知らせください。(各 SA)

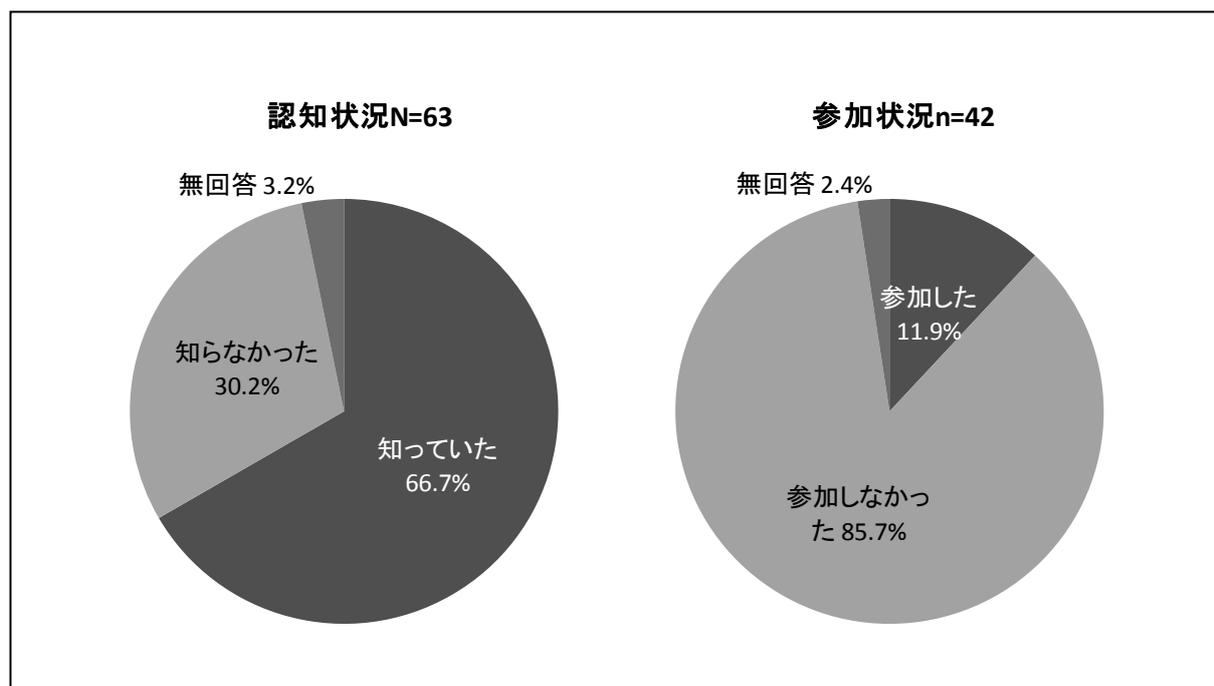


● 「専門統計調査士」および「統計調査士」の推奨は選択的推奨を合わせても 5 割に届いていない。何らかの費用負担をする社が受験者に全額自己負担をさせる社数を下回っている。

4. 統計調査士・専門統計調査士受験対策講座の認知／参加状況

会員社の認知は約7割。うち参加は1割。

問10. 今年度、JMRAでは「統計調査士・専門統計調査士受験対策講座」を開催しました。貴社ではこの受験対策講座の開催をご存知でしたか。(SA)



●統計調査士・専門統計調査士受験対策講座の認知が約7割であった。このうち約1割が参加している。

5. 統計調査士・専門統計調査士受験対策講座の非参加理由

問 10SQ2. 非参加理由をお聞かせください。(FA)

統計調査士・専門統計調査士受験対策講座の非参加理由
■ 参加希望者がなかったため。
■ 対象者がいないので。
■ 受講希望者がいなかったため。
■ 今年度受験する者がいなかったため。
■ 受験希望者が以前に同講座を受講済だったため。
■ 受験希望者には社内対応を行っている。
■ 当該資格保有者を緊急に要する状況ではなかったため。
■ 本質的に調査技術を保有することを目的として研修を重ねており、資格取得自体にかける予算を確保していない。
■ 費用。
■ 費用、日程。
■ 日程が合わなかったため。
■ 講義時間がほぼ1日なので確保しにくい。
■ 日程調整つかず。
■ 地方からの参加が困難。
■ 全従業員が忙しく、特に必要ではない。
■ 社として推奨していないため。
■ 参加は任意で、個人の判断に任せているため。
■ 教材と自己学習で済むと判断。
■ 自己学習で十分だと思う。意欲がない人を支援してまで取得すべき資格とは思わない。
■ 資格取得に関しては個人の判断に任せているから。
■ 資格取得に向けた社内制度の問題。
■ 社として推奨していないため。
■ 社員が興味を示さない。
■ 定性調査が主たる業務のため。
■ 現状では必要ない。
■ とくに必要性を感じないから。

6. 統計調査士および専門統計調査士に関する意見

問 11. 「統計調査士」や「専門統計調査士」の資格について、貴社のお考えやご意見があればお聞かせください。(FA)

「統計調査士」や「専門統計調査士」の資格についての考え
■ マーケティング・リサーチ業界全体の信頼向上、資格化することによる透明性等の向上に有益だと思う。
■ 定量調査実施者にとって、統計的素養は必須である。
■ これまで、調査業界の実務従事者向け専門資格がほとんどなかったため、資格がより一層世間に認知されることを期待する。従業員の名刺に取得資格を入れることで、一定の信用評価に繋がる。
■ 実務に近い設問を望む。また、この資格取得が、専門性の証となり、取得者の優位性、収入増に繋がる仕組み作りを望む(調査担当者、調査員とも)。
■ 統計調査士の試験に合格しないと専門統計調査士の資格を得られないが、専門統計調査士の試験に合格すれば資格を取得できるようになるとよい。
■ 受検対策の点ではない。試験内容として実務家の資格である以上、経験評価の重視方法を検討してもらいたい。単なるプロジェクト従事本数や経験年数だけではない評価方法である。例えば、管理職経験年数等である。
■ 日々、通常の業務に追われている社員に会社から受験の推奨はしづらい。
■ 資格の取得が望ましいが、個人の自主性に任せている。
■ 会社として資格取得を積極的に推奨することはなく、受験するかどうかは個人の判断に任せている。
■ 当該資格の弊社業務における有益性を検証し、今後の方針を決定したいと考える。
■ 資格があることに越したことはないが、会社として支援する場合は、それが会社の業績や個人のパフォーマンスにどの程度貢献するのかを、都度、客観的に判断していく方針である。
■ 「専門統計調査士」は、試験の難易度が年々高くなり、実務家に取得してもらおうという当初の目的から少しズレが生じている。「統計調査士」は、調査員が取得するには難しすぎる。調査員は高齢化しており、知識のみを問う試験は勧められない。
■ 現在、対象となる人がいないので何とも言えない。
■ その資格があると、なにが有利なのかわからない。もちろん持っていることに越したことはないが、もっと別のことでパワーを発揮してもらった方が会社のためになる。
■ 近年ビックデータの有用な活用に取り込む動きが加速しており今後、当社においても統計調査士および専門統計調査士の育成および増員は必要不可欠であると考えます。現在、当社の専門統計調査士の増員を目指して2015年は社内で勉強会を実施し受験した。外部での講座があるのであれば併用して勉強する機会を増やしたい。

「統計調査士」や「専門統計調査士」の資格についての考え(続き)
■ 当社は統計の専門家をアジアでは上海に集約している。
■ 弊社の受注の流れからは差し迫った必要性は感じていない。
■ 現状では必要ない

1. 調査員調査(訪問調査)

訪問調査の実施本数は JMRA 合計で 789 本。

問 12. 2014 年度の貴社で実施した主たる調査手法が調査員による訪問調査の実施本数をお知らせください。(FA)

■実施有無 (N=63)			■JMRA合計実施本数推計 (n=30)	
	社数	%		本
実施している	30	47.6	訪問調査実施本数	789本
実施していない	27	42.9		
無回答	6	9.5		

■実施本数 (n=30)			■サンプルサイズ別割合 (n=30)	
	社数	%		%
1 ~ 4 本	6	20.0	1,000s未満	67.2
5 ~ 9 本	5	16.7	1,000~5,000s未満	16.7
10 ~ 19 本	9	30.0	5,000~10,000s未満	12.3
20 ~ 49 本	4	13.3	10,000s以上	3.8
50 ~ 99 本	5	16.7		
100 ~ 249 本	1	3.3		
250 ~ 499 本	-	-		
500 本以上	-	-		

- 訪問調査を実施している会員社は約 5 割である。実施本数は 1~19 本が約 6 割以上を占め、サンプルサイズは 1,000 サンプル未満が約 7 割を占めた。

2. 郵送調査

郵送調査の実施本数は JMRA 合計で 1,015 本。

問 13. 2014 年度に貴社で実施した主たる調査手法が郵送調査の実施本数をお知らせください。
(FA)

■実施有無 (N=63)			■JMRA合計実施本数推計 (n=36)	
	社数	%		本
実施している	36	57.1	郵送調査実施本数	1,015本
実施していない	24	38.1		
無回答	3	4.8	■サンプルサイズ別割合 (n=36)	
■実施本数 (n=36)				%
	社数	%		
1 ~ 4 本	11	30.6	1,000s未満	86.1
5 ~ 9 本	5	13.9	1,000~5,000s未満	7.9
10 ~ 19 本	4	11.1	5,000~10,000s未満	4.6
20 ~ 49 本	10	27.8	10,000s以上	0.9
50 ~ 99 本	3	8.3		
100 ~ 249 本	3	8.3		
250 ~ 499 本	-	-		
500 本以上	-	-		

●郵送調査を実施している会員社は約 6 割である。実施本数は 4 本以下が約 3 割を占め、サンプルサイズは 1,000 サンプル未満が約 9 割であった。

3. インターネット調査

インターネット調査本数はJMRA全体で2万5,303本。
1週間程度で回収が見込める最大サンプル数の最大値は110万サンプル。

問 14SQ1. 2014年度に貴社で実施した主たる調査手法がインターネット調査の実施本数をサンプルサイズごとにお知らせください。(FA)

問 14SQ2. 1週間程度で回収が見込める最大サンプル数をお知らせください。(FA)

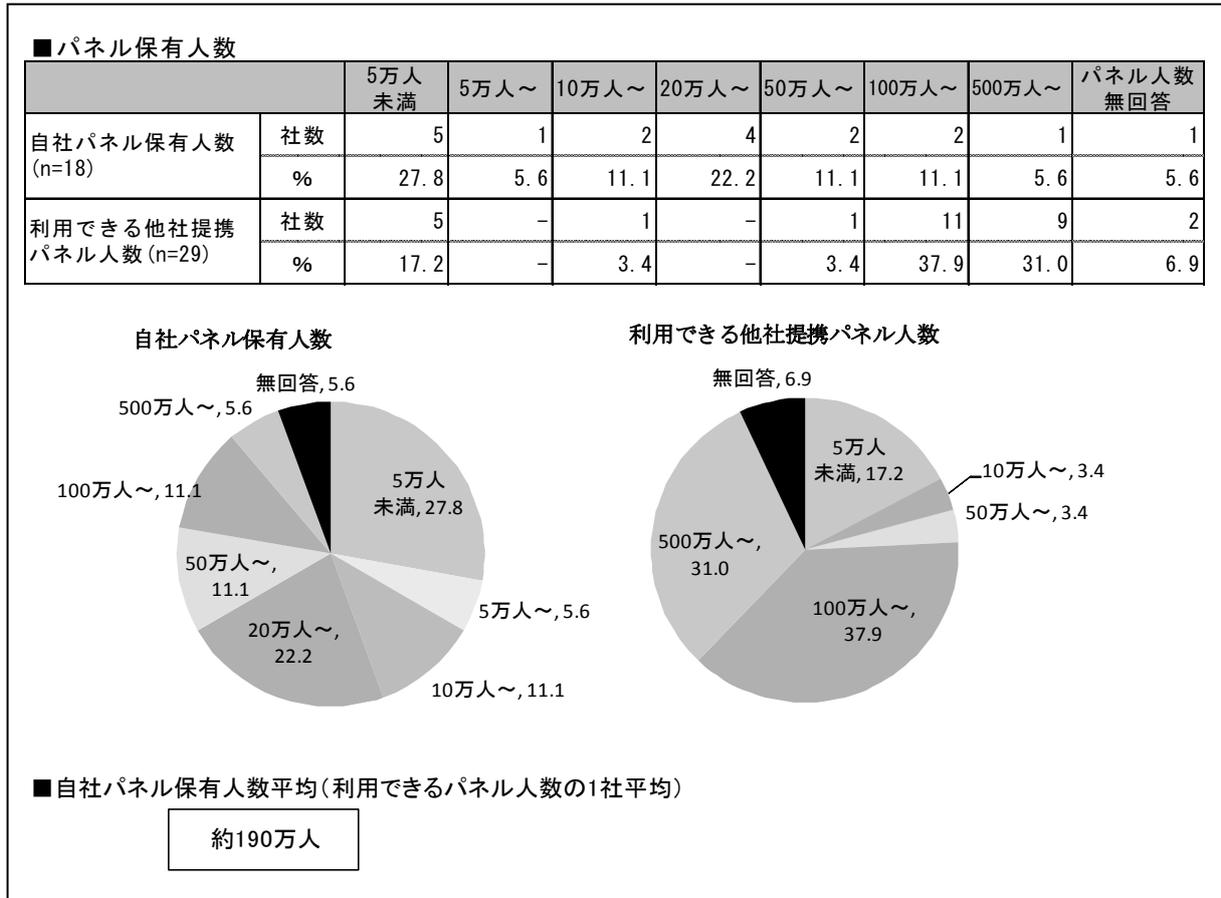
■実施有無 (n=28)			■JMRA合計実施本数推計 (n=21)	
	社数	%		本
実施している	21	75.0	インターネット調	25,303本
実施していない	1	3.6	査実施本数	
無回答	6	21.4		
■実施本数 (n=21)			■サンプルサイズ別割合 (n=21)	
	社数	%		%
1 ~ 24 本	4	19.0	1,000s未満	61.2
25 ~ 49 本	3	14.3	1,000~5,000s未満	30.9
50 ~ 99 本	1	4.8	5,000~10,000s未満	4.8
100 ~ 199 本	2	9.5	10,000s以上	3.1
200 ~ 499 本	4	19.0		
500 ~ 749 本	4	19.0		
750 ~ 999 本	-	-		
1,000 ~ 2,499 本	1	4.8		
2,500 ~ 4,999 本	1	4.8		
5,000 ~ 9,999 本	-	-		
10,000 ~ 19,999 本	1	4.8		
20,000 本以上	-	-		
■1週間で回収が見込める 最大サンプルサイズ(n=20)			■1週間で回収が見込める 最大サンプル数の平均値(n=20)	
	社数	%	24万1,850s	
~ 5万 s	7	35.0		
~ 10万 s	1	5.0		
~ 20万 s	3	15.0		
~ 30万 s	4	20.0		
~ 50万 s	4	20.0		
~ 100万 s	-	-		
100万 s以上	1	5.0		
			■1週間で回収が見込める 最大サンプル数の最大値(n=20)	
			110万s	
			■1週間で回収が見込める 最大サンプル数の中央値(=20)	
			17万5,000s	

- インターネット調査を実施可能(提携他社のパネル利用を含む)な会員社は約8割である。サンプルサイズは1,000サンプル未満が約6割、1,000~5,000サンプル未満が約3割であった。
- 1週間で回収が見込める最大サンプル数の最大値は110万サンプルであった。

4. 調査可能なパネルの規模

会員社の約 3 割が自社パネルを保有。

問 14. 調査可能なパネルの人数を自社と他社の提携パネルに分けてそれぞれお知らせください。(各 FA)



- 自社パネルを保有している会員社は約 3 割である。自社パネルと利用できる他社提携パネルをもつ会員社は合わせて約 5 割である。
- 利用できる他社提携パネルをもつ会員社のうち、100 万人～500 万人未満規模が最も多く約 4 割ある。

5. 訪問調査、郵送調査、およびインターネット調査以外の調査手法

グループインタビューの本数は JMRA 全体で 6,788 本。

問 15. 2014 年度に貴社が行った主たる調査手法が下記調査手法の実施総本数をお知らせください。(FA)

調査手法 (N=63)

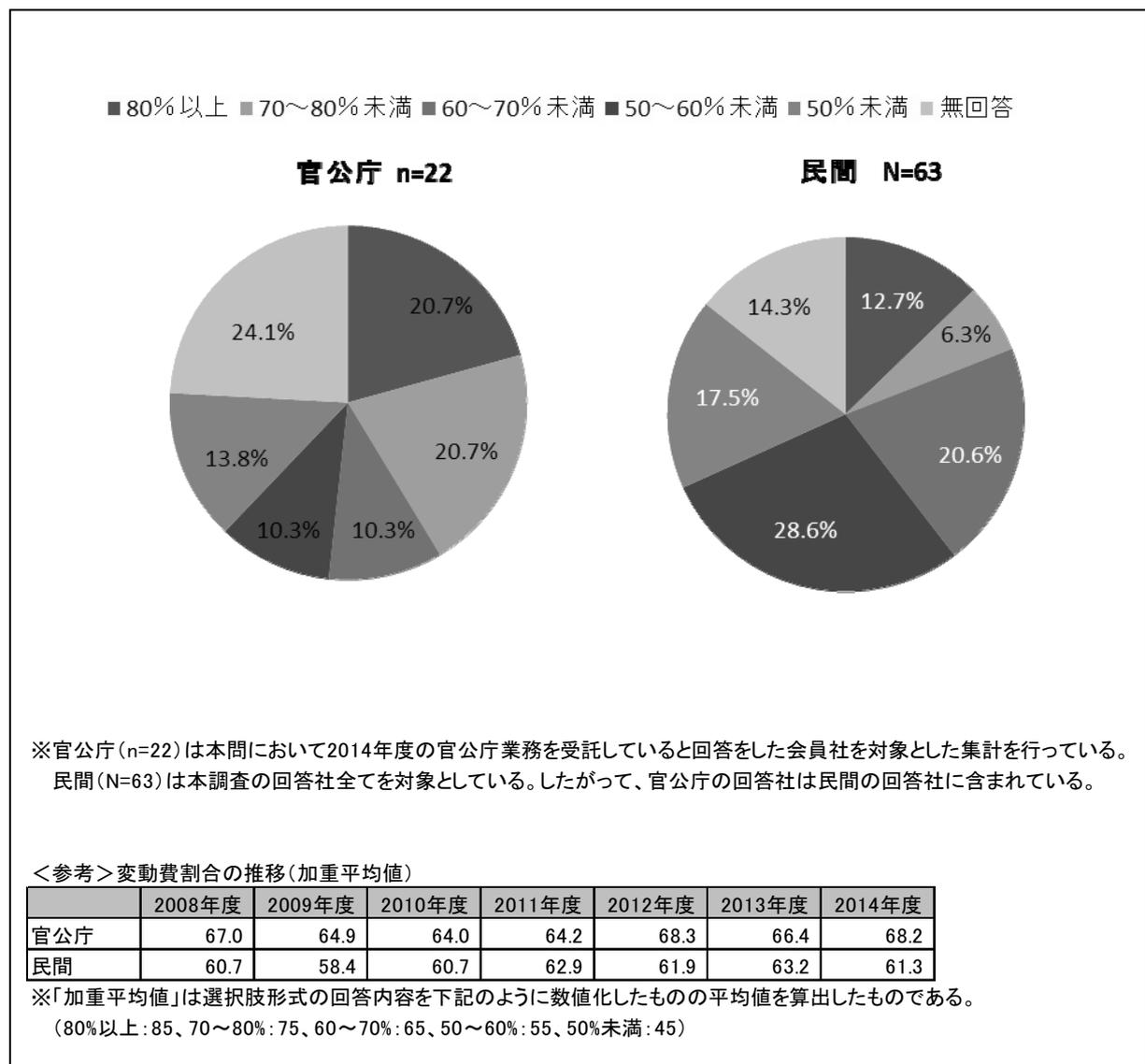
	電話調査	CLTなどの 集合調査	ミステリー ショッパー	グループ インタビュー
回答社数	52	51	49	52
合計実施本数	379	2,731	145	6,788
平均本数	7	54	3	131

- 訪問調査、郵送調査、およびインターネット調査以外の調査手法は、多い順にグループインタビューが 6,788 本、CLT等の集合調査が 2,731 本、電話調査が 379 本、ミステリーショッパーが 145 本である。

1. 官公庁と民間の直接経費割合

官公庁案件の変動費は4割超の会員社が70%以上となっている。

問16. 貴社の昨年度(2014年度)全受注金額における「変動費(直接経費)＝実査・集計・分析・その他業務のための諸支出」の割合は平均するとどのくらいですか。官公庁と民間とに分けてお知らせください。※固定費(社員人件費等)は除く。(各SA)



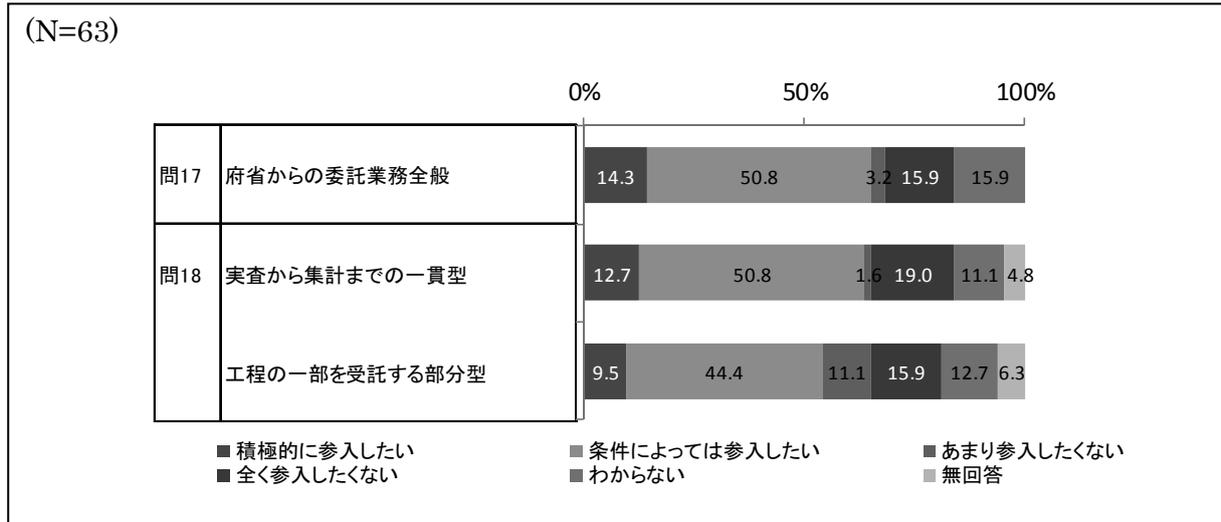
- 官公庁からの受注業務では、民間からの受注業務と比較して変動費の占める割合が高く、「80%以上」と「70～80%未満」で4割超を占めている。一方、民間からの受注業務では、は2割程度となっている。

2. 府省からの委託業務への参入意向

業務タイプ別の参入意向は「一貫型」のほうが高い。

問 17. 貴社は今後(も)、府省からの委託業務に参入していこうと考えていますか。(SA)

問 18. では、府省からの委託業務について、参入意向をお知らせください。(各 SA)



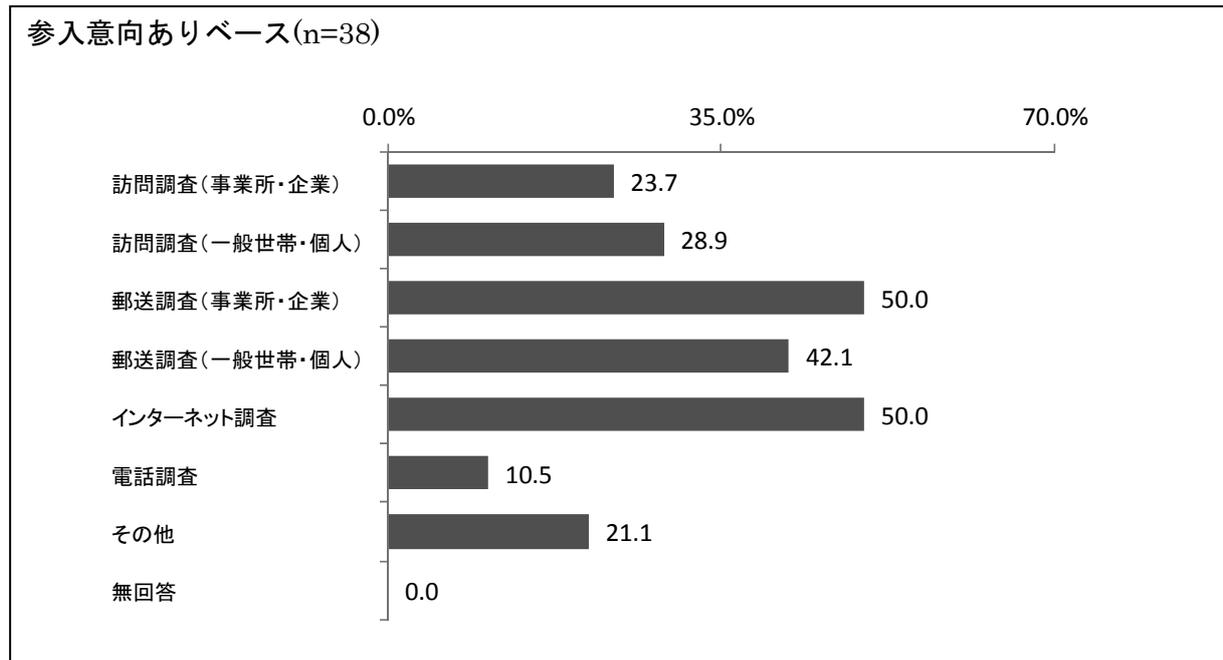
●府省からの委託業務への参入意向(「積極的に参入したい」+「条件によっては参入したい」の計)は、「委託業務全般」で 65.1%。

●業務タイプ別の参入意向(計)では、「実査から集計までの一貫型」が高く 63.5%、「工程の一部を受託する部分型」は 53.9%となっている。

3. 府省からの委託業務への参入希望手法

参入を希望する調査手法は郵送調査、インターネット調査が上位。

問 19. 貴社では府省からの委託業務にはどのような調査手法で参入したいと考えていますか。
(MA)



●参入を希望している調査手法は、「郵送調査(事業所・企業)」と「インターネット調査」が50%で最も高い。次いで「郵送調査(一般世帯・個人)」が42.1%となっており、「訪問調査(事業所・企業)」と「訪問調査(一般世帯・個人)」が2割台である。

4. 府省からの委託業務で自社が対応可能な最大サンプル数

訪問調査の最大値は3万サンプル、郵送調査は150万サンプル

問 19SQ1. 「問 19」で1. 訪問調査(事業所・企業)とお答えの方にお伺いします。自社で対応可能な最大の調査サンプル数を業務(プロジェクト)単位でお知らせください。

問 19SQ4. 「問 19」で4. 郵送調査(一般世帯・個人)とお答えの方にお伺いします。自社で対応可能な最大の調査サンプル数を業務(プロジェクト)単位でお知らせください。(ともにF A)

参入意向ありベース(n=38)

■自社で対応可能な最大サンプル数

	訪問調査				郵送調査			
	(事業所・企業)n=11		(一般世帯・個人)n=12		(事業所・企業)n=19		(一般世帯・個人)n=15	
	社数	%	社数	%	社数	%	社数	%
～ 1,000 s	5	45.5	1	8.3	4	21.1	3	20.0
～ 3,000 s	1	9.1	4	33.3	3	15.8	2	13.3
～ 5,000 s	1	9.1	2	16.7	3	15.8	3	20.0
～ 10,000 s	3	27.3	1	8.3	2	10.5	2	13.3
～ 20,000 s	-	-	2	16.7	4	21.1	3	20.0
～ 30,000 s	1	9.1	2	16.7	1	5.3	1	6.7
30,000 s以上	-	-	-	-	2	10.5	1	6.7

■自社で対応可能な最大サンプル数

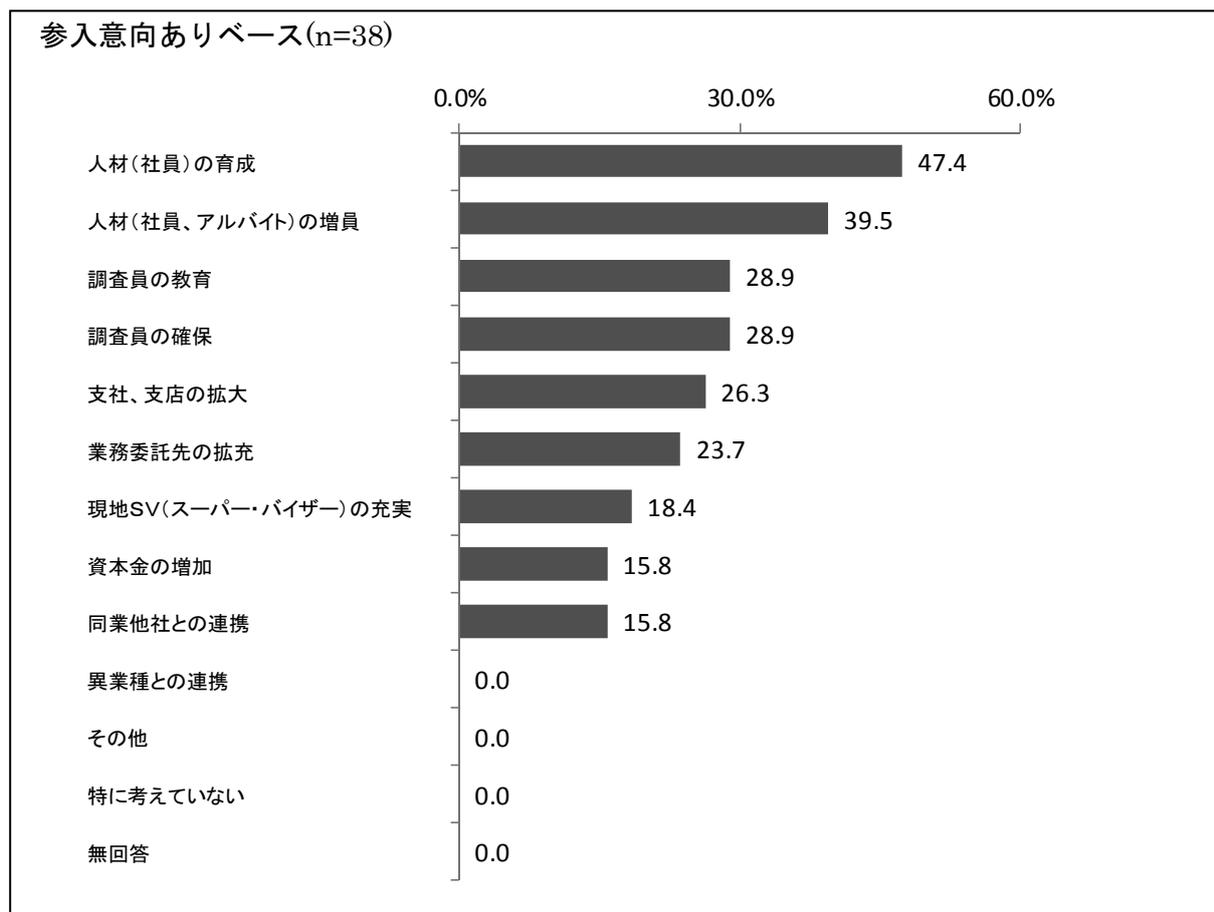
	社数	平均値	最大値	中央値
訪問調査(事業所・企業)	11	6,243	30,000	2,000
(一般世帯・個人)	12	10,800	30,000	5,000
郵送調査(事業所・企業)	19	268,821	1,500,000	20,000
(一般世帯・個人)	15	223,667	1,500,000	20,000

- プロジェクト単位の自社で対応可能な最大サンプル数は、訪問調査で事業所・企業、一般世帯・個人ともに3万サンプル、郵送調査もともに150万サンプルであった。

5. 府省からの委託業務参入に向けた対応策

参入に向けた対応策は「人材(社員)の育成」が最も高い。

問 20. 貴社では府省からの委託業務参入に向けて、どのような対応策を考えていますか。(MA)



●参入に向けた対応策として、「人材(社員)の育成」が47.4%で最も高く、「人材(社員・アルバイト)の増員」が次いで39.5%となっている。

NO.		

2015年11月

～ 調査インフラ等に関する実態調査 ～

～ご挨拶～

日頃より当協会の活動にご理解と、ご支援をいただき誠にありがとうございます。

2014年度の公的統計基盤整備委員会は、「市場動向分析」「ガイドライン推進」「資格制度検討」の3つの小委員会において活動を行ってまいりました。その検討結果を取り纏めた『公的統計市場に関する年次レポート』は2015年5月に発刊し、学識者並びに関係府省庁・諸団体にも配布を行い、各方面より高い評価をいただいております。なかでも、本委員会の立ち上がり（2008年）より毎年継続している会員社を対象とした調査は、調査業界の市場動向や調査インフラの整備状況等に関する貴重なデータとして内外に提供しております。

本年度も最新の調査業界の現状を把握したく、正会員社の皆様方に標記の調査を実施することとなりました。

本年度は（1）定性調査やCLT調査についての質問を増やす一方で、（2）回答の負担を軽くするため質問項目を減らしております。公的統計の調査案件との接点の有無に関わらず、是非ともご協力をいただきたいと思います。正会員社の皆様におかれましては大変ご多忙の時期とは存じますが、上記主旨をご理解いただき、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本調査の結果は集計データとして利用します。業界全体の状況を把握するためのものですので、個々の正会員社の内容を公表することは一切ございません。また、この調査は任意のご協力の上に行われているもので、決して回答を強制するものでもございません。データ集計の過程において、専門業者へ作業を委託する際も、当協会において厳正に管理いたします。

本調査に関するお問い合わせは日本マーケティング・リサーチ協会（担当者：杉村）までお問い合わせください。

また、昨年度の調査結果は以下協会HPに掲載されていますので、ご覧下さい。

<http://www.jmra-net.or.jp/pdf/nenji151005.pdf>

●お手数をおかけしますが、□や○は塗りつぶし（■や●）または ○ で囲むかして印をつけてください。

●返送についてのお願い：メールおよびFAX、郵送にて返送下さい。

1. 返送期日：2015年11月27日（金）までにご返送ください。

2. 返送宛先：事務局 杉村宛 e-mail:office@jmra-net.or.jp

FAX: 03 (3256) 3105

郵 送: 〒101-0044 千代田区鍛冶町1-9-9石川LKビル2F

一般社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会

一般社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会
公的統計基盤整備委員会

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-9-9

電話 03(3256)3101 FAX 03(3256)3105

e-mail:office@jmra-net.or.jp

担当:杉村

貴社について

(会員NO)

貴社名／部署名	ご記入者	ご連絡先
		電話番号またはe-mail

F1. 昨年度(2014年度)の売上高をお知らせください。(SA)

<input type="radio"/> 1. 2億円未満	<input type="radio"/> 4. 4～5億円台	<input type="radio"/> 7. 21億円以上
<input type="radio"/> 2. 2億円台	<input type="radio"/> 5. 6～10億円台	
<input type="radio"/> 3. 3億円台	<input type="radio"/> 6. 11～20億円台	

F2. 総従業員数(常勤役員を含む社員:年金、健康保険を会社負担している)をお知らせください。(SA)

<input type="radio"/> 1. 10人以下	<input type="radio"/> 4. 31～50人以下	<input type="radio"/> 7. 201人以上
<input type="radio"/> 2. 11～20人以下	<input type="radio"/> 5. 51～100人以下	
<input type="radio"/> 3. 21～30人以下	<input type="radio"/> 6. 101～200人以下	

F3. 全省庁統一資格における貴社のランクは次のどれに該当しますか。(SA)

<input type="radio"/> 1. Aランク	<input type="radio"/> 3. Cランク	<input type="radio"/> 5. 登録していない
<input type="radio"/> 2. Bランク	<input type="radio"/> 4. Dランク	<input type="radio"/> 6. わからない

●全省庁統一資格とは・・・・・・・・

府省庁における入札参加に必要な資格で、付与される資格等級には、A、B、C、Dの4ランクがある。資格等級は、事業者の年間売上高、自己資本額、営業年数などによって与えられた点数により決定される。なお、府省庁の入札案件には予定価格が設定されており、資格等級ごとに入札可能案件が異なる。

F4. 貴社における規格認証の認知、取得状況等についてお知らせください。(各SA)
取得する意向がない場合はその理由についてもお知らせください。(FA)

	ISO9001	ISO20252 ※	プライバシーマーク	ISMS
	品質マネジメントシステムに関する国際規格	市場・世論・社会調査に関する国際規格	個人情報保護の体制整備をしている事業者等を認定しマークの使用を認める制度	情報セキュリティマネジメントシステムに対する第三者適合性評価制度
a.認知(SA)	<input type="radio"/> 1. 知っている <input type="radio"/> 2. 知らない			
b.取得有無(SA)	<input type="radio"/> 1. 取得している <input type="radio"/> 2. 取得していない			
c.取得意向(SA)	<input type="radio"/> 1. 取得予定あり <input type="radio"/> 2. 取得予定なし			
d.非取得意向の理由(FA)	↓	↓	↓	↓

※ISO20252の概要については次ページをご参照ください。

貴社について(続き)

近年、JMRAでも委員会を立ち上げ、検討を加えている規格認証に『ISO20252』があります。
 下記の文章をお読みになって、次の質問にお答えください。

● ISO20252とは・・・・・・・・

市場・世論・社会調査は、今やグローバル産業となっています。クライアントは、異なる国および地域において同じ目的または同じ内容の調査を実施する機会が増大しています。そのような調査を実施する際に、諸プロセスが国際的な品質基準に従い、適切に運営管理され、かつ検証可能な手順で実施されることは、データの信頼性を高め、クライアントの満足度を向上させ、信頼を得ることになります。

ISO20252はこのような背景のもとに、国際的品質基準の諸原則を市場・世論・社会調査に適用すること、並びに他のすでに利用可能な国別基準との調和を図ることを目的に開発され、2006年5月にISO(国際標準化機構)で制定された国際規格です。ISO20252は、市場・世論・社会調査に関する用語の定義およびサービス要求事項を規定しているものです。

ISO20252は、欧米諸国とオセアニアでは既に、270社以上がISO20252の認証を取得しています。日本での既取得社は7社ですが、2012年改訂版に対応した国内の『スキーム』と『ガイドライン』が発行されたのを契機に、認証取得に着手した会社が数社あり、今後更に増加すると予想されています。2012年版では、観察調査が調査種別の区分に追加され、「ソーシャルメディアからのコメント収集」など、ビッグデータや新手法にも配慮した規格になっています。

F5. 貴社では、ISO20252について、取得の必要性をどの程度お感じになっていますか。(SA)

<input type="radio"/> 01. 必要性を感じている <input type="radio"/> 02. 必要性をやや感じている	<input type="radio"/> 03. 必要性はあまり感じていない <input type="radio"/> 04. 必要性を感じていない
--	---

SQ1. そのようにお答えになった理由をお知らせください
 (MA)

- 01. リサーチ業界の地位向上
- 02. クライアントからの要請
- 03. クライアントからの信頼向上
- 04. クライアントの業種や分野を増やしたい
- 05. 会社のステータス向上
- 06. 民間企業への営業力強化
- 07. 公的統計など官公庁の業務に携わりたい
- 08. 外資系クライアントや海外からの仕事に対応
- 09. 社内の品質管理、マネジメント向上
- 10. 社員のモチベーション向上
- 11. その他

()

SQ2. そのようにお答えになった理由をお知らせください。
 (MA)

- 01. クライアントが規格認証にこだわらない
- 02. 公的統計など官公庁の業務が少ない
- 03. 取得するメリットが感じられない
- 04. 取得に時間や人手、費用がかかりそう
- 05. 取得後の管理が大変そう
- 06. 既にある社内規則だけで充分
- 07. JMRA『綱領』『ガイドライン』の遵守で充分
- 08. 企業規模が小さいから
- 09. その他

()

調査員について

問1. 調査員についてお伺いします。

貴社は「訪問調査、ミステリーショッパー、CLT等の各種調査に対応できる調査員」を保有していますか。(SA)

- 1. 調査員を保有している ⇒問2へ ○2. 調査員を保有していない ⇒問4へ

問2. 調査員を保有している正会員社にお伺いします。

SQ1. 貴社における調査員募集の時期をお知らせください。(SA)

- 1. 通年 ○2. 年間の特定の時期 ○3. 不定期(その都度) ○4. 募集はしない

SQ2. 貴社で保有している調査員の内、実際に『稼働可能な調査員(専属、登録調査員を含む)』の人数を調査手法ごとにお知らせください。(FA ※手法間での重複可)

調査手法	訪問調査	ミステリー ショッパー	電話調査	CLT	その他	合計
稼働調査員数	人	人	人	人	人	人

問3. 昨今の調査員および調査員調査を取り巻く環境について貴社が課題と感じていることはありますか。次の中から、貴社が課題としてお考えのものをいくつでも選んでください。(MA)

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 調査員の高齢化 | <input type="checkbox"/> 8. 手当てが成果報酬型であること |
| <input type="checkbox"/> 2. 調査員のなり手(希望者)の減少 | <input type="checkbox"/> 9. 個人情報などリスク管理面での調査員管理の難しさ |
| <input type="checkbox"/> 3. 新しい調査手法への調査員の対応力 | <input type="checkbox"/> 10. オートロックマンションが増加していること |
| <input type="checkbox"/> 4. 新しいデバイス機器への調査員の対応力 | <input type="checkbox"/> 11. 非協力的な対象者が増えていること |
| <input type="checkbox"/> 5. 訪問調査本数の減少 | <input type="checkbox"/> 12. 異常気象(大雨や大雪・台風・真夏日など) |
| <input type="checkbox"/> 6. 調査員以外のほかの仕事の選択肢が増えていること | <input type="checkbox"/> 13. その他() |
| <input type="checkbox"/> 7. 調査員手当てが安いこと | <input type="checkbox"/> 14. 課題はない |

社員や調査員の研修について

問4. 貴社でこの1年間に社員や調査員に対して行った研修をお知らせください。(MA)

	a.社員	b.調査員
1. Pマーク規定に基づく研修	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1
2. 調査品質規定に基づく研修	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 2
3. 個別のスキルアップ研修	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 3
4. ロールプレイング	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 4
5. 事例報告	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 5
6. その他	<input type="checkbox"/> 6	<input type="checkbox"/> 6
7. 研修は行っていない	<input type="checkbox"/> 7	<input type="checkbox"/> 7
8. 調査員はいない		<input type="checkbox"/> 8

問5. 貴社でこの1年間に社員や調査員に対して行った研修はどのような形で実施しましたか。(MA)

	a.社員	b.調査員
1. 社内で社員が研修を実施	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1
2. 社内に外部講師を招聘して研修を実施	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 2
3. 社外での研修を受講	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 3
4. e-ラーニング	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 4
5. その他	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 5
6. わからない	<input type="checkbox"/> 6	<input type="checkbox"/> 6
7. 研修は行っていない	<input type="checkbox"/> 7	<input type="checkbox"/> 7
8. 調査員はいない		<input type="checkbox"/> 8

問6. 調査会社として社員や調査員の能力向上のために取り組んでいるモノ・コトを次の中からいくつでも選んで教えてください。(MA)

<input type="checkbox"/> 1. 専門統計調査士の資格取得支援	<input type="checkbox"/> 7. 英語等の外国語学習支援
<input type="checkbox"/> 2. 統計調査士の資格取得支援	<input type="checkbox"/> 8. ビジネスマナーやビジネス法律に関する学習支援
<input type="checkbox"/> 3. 統計士資格取得支援	<input type="checkbox"/> 9. OJT
<input type="checkbox"/> 4. 専門社会調査士・社会調査士の資格取得支援	<input type="checkbox"/> 10. 新しいテーマに関する勉強会の開催
<input type="checkbox"/> 5. その他統計学や分析技法に関する学習支援	<input type="checkbox"/> 11. ミス・トラブルの再発防止のための情報共有
<input type="checkbox"/> 6. パソコンやITスキルに関する学習支援	<input type="checkbox"/> 12. その他()

社員の資格保有状況や対応について

- 専門統計調査士とは・・・・・・・・・・
2011年に日本統計学会が創設した資格であり、取得には統計調査士と専門統計調査士の両検定試験に合格する必要がある。専門統計調査士は調査全般に関わる高度な専門知識と利活用手法を問う検定試験の内容となっている。
- 統計調査士とは・・・・・・・・・・
2011年に日本統計学会が創設した資格であり、取得には検定試験に合格する必要がある。統計調査士は公的統計に関する基本的知識と利活用を問う検定試験の内容となっている。
- 専門社会調査士、社会調査士とは・・・・・・・・・・
社会調査協会によって認定されている資格であり、取得にはカリキュラム認定を受けている大学もしくは大学院で所定の単位を取得しなければならない等の要件がある。社会調査士は「社会調査の基礎能力を有する専門家」、専門社会調査士は「高度な調査能力を身につけたプロの社会調査士」と定義されている。

問7. 貴社が把握している下記資格の保有人数(社員)をお知らせください。(FA)

専門統計調査士	統計調査士	専門社会調査士	社会調査士
名	名	名	名

問8. 貴社が把握している下記資格の受験者数(社員)をお知らせください。(FA)

	専門統計調査士	統計調査士
2014年度受験数	名	名
2015年度受験数	名	名

問9. 社員の「専門統計調査士」及び「統計調査士」の資格取得に関する貴社の取り組みについて、お知らせください。(各SA)

a.告知	<input type="radio"/> 01. 全社的に告知 <input type="radio"/> 02. 選択的に告知 <input type="radio"/> 03. 社内には非告知 <input type="radio"/> 04. その他
b.推奨	<input type="radio"/> 01. 全社的に推奨 <input type="radio"/> 02. 選択的に推奨 <input type="radio"/> 03. 社として非推奨 <input type="radio"/> 04. その他
c.受験費用負担 ..	<input type="radio"/> 01. 会社全額負担 <input type="radio"/> 02. 会社一部負担 <input type="radio"/> 03. 全額自己負担 <input type="radio"/> 04. その他

社員の資格保有状況や対応について(続き)

問10. JMRAでは昨年度と今年度に「統計調査士・専門統計調査士受験対策講座」を開催しました。貴社ではこの受験対策講座の開催をご存知でしたか。(SA)

- | | |
|---------------------------|--------|
| ○1. 受験対策講座が開催されたことを知っていた | →SQ1.へ |
| ○2. 受験対策講座が開催されたことを知らなかった | →問11.へ |

SQ1. 貴社における今年度(2015年度)の受験対策講座への参加状況についてお知らせください。(SA)

- | | |
|--------------------|--------|
| ○1. 受験対策講座に参加した | →問11.へ |
| ○2. 受験対策講座に参加しなかった | →SQ2.へ |

SQ2. 非参加理由をお聞かせください。(FA)

--

問11. 「専門統計調査士」や「統計調査士」の資格及び対策講座について、貴社のお考えやご意見があればお聞かせください。(FA)

--

各種調査手法について

問12. 調査員による訪問調査についてお伺いします。

2014年度に貴社で実施した主たる調査手法が調査員による訪問調査の実施本数をサンプルサイズごとにお知らせください。(FA) ※実施の実績がない場合は「0」本と記入ください。

1. 1,000サンプル未満	本
2. 1,000 ～ 3,000サンプル未満	本
3. 3,000 ～ 5,000サンプル未満	本
4. 5,000サンプル以上	本
5. 2014年度実施総本数 (※1～4の合計)	本

問13. 郵送調査についてお伺いします。

2014年度に貴社で実施した主たる調査手法が郵送調査の実施本数をサンプルサイズごとにお知らせください。(FA) ※実施の実績がない場合は「0」本と記入ください。

(郵送調査: 調査票の留置または回収を郵送により行う調査。事前・事後などの挨拶状の郵送は含まないものとします。)

1. 5,000サンプル未満	本
2. 5,000 ～ 10,000サンプル未満	本
3. 10,000 ～ 50,000サンプル未満	本
4. 50,000サンプル以上	本
5. 2014年度実施総本数 (※1～4の合計)	本

各種調査手法について(続き)

問14. インターネット調査についてお伺いします。

インターネット調査を行う際のパネルについての質問です。(MA)

調査可能なパネルの人数を自社と他社の提携パネルに分けてそれぞれお知らせください。(各FA)
(パネル人数は自社パネルと提携パネルを別々に人数を記載してください。)

<input type="checkbox"/> 1. 自社のパネルを保有している	万人	} SQ1. へ
<input type="checkbox"/> 2. 利用できる他社の提携パネル	万人	
<input type="checkbox"/> 3. 自社のパネルを保有していない		

SQ1. 2014年度に貴社で実施した主たる調査手法がインターネット調査の実施本数をサンプルサイズごとにお知らせください。(FA) ※実施の実績がない場合は「0」本と記入ください。

1. 1,000サンプル未満	本
2. 1,000～5,000サンプル未満	本
3. 5,000～10,000サンプル未満	本
4. 10,000サンプル以上	本
5. 2014年度実施総本数 (※1～4の合計)	本

SQ2. 1週間程度で回収が見込める最大サンプル数をお知らせください。(FA)

1週間程度で回収が見込める 最大サンプル数	サンプル
--------------------------	------

問15. (全員の方に)「訪問調査」、「郵送調査」及び「インターネット調査」以外の調査手法についてお伺いします。

2014年度に貴社が行った主たる調査手法が下記調査手法の実施総本数をお知らせください。(FA)
※実施の実績がない場合は「0」本と記入ください。

	1. 電話調査	2. CLTなどの 集合調査	3. ミステリー ショッパー	4. グループ インタビュー
2014年度実施総本数	本	本	本	グループ

- 電話調査 : 電話の通話により行う調査でRDD法を含むが、コールバックや督促は含まないものとします。
- CLTなどの集合調査 : ストリートキャッチや事前リクルートなどにより対象者を会場に集めて行う調査手法で、対象者リクルートのみや会場貸しのみは含まないものとします。
- ミステリーショッパー : 実際の客あるいは見込み客を装った調査員(ショッパー)が、観察・面談といった方法で売り場の状況や接客スタッフの対応を観察・評価する手法です。
- グループインタビュー : 4人以上の対象者による座談会形式で行う手法で、記録のみや対象者リクルートのみや会場貸しのみは含まないものとします。

府省から発注される調査業務について

問16. 貴社の昨年度(2014年度)全受託金額における「変動費(直接経費)＝実査・集計・分析・その他業務のための「諸支出」の割合は平均するとどのくらいですか。官公庁と民間に分けてお知らせください。
※固定費(社員人件費等)は除きます。(各SA)

<p>●「官公庁」からの受託調査における変動費比率</p> <p>○1. 80%以上 ○2. 70～80%未満 ○3. 60～70%未満 ○4. 50～60%未満 ○5. 50%未満 ○6. 受託実績なし</p>	<p>●「民間」からの受託調査における変動費比率</p> <p>○1. 80%以上 ○2. 70～80%未満 ○3. 60～70%未満 ○4. 50～60%未満 ○5. 50%未満</p>
--	--

問17. 貴社は今後(も)、府省の調査業務に参入していこうと考えていますか。(SA)

○1. 積極的に参入したい	○3. あまり参入したくない	○5. わからない
○2. 条件によっては参入したい	○4. 全く参入したくない	

問18. では、府省の調査業務について、業務タイプ別の参入意向をお知らせください。(各SA)

	1. 積極的に参入したい	2. 条件によっては参入したい	3. あまり参入したくない	4. 全く参入したくない	5. わからない
a. 実査から集計までの一貫型	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5
b. 工程の一部を受託する部分型	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5

問19. 貴社では府省の調査業務について、どのような調査手法で参入したいと考えますか。(MA)

<input type="checkbox"/> 1. 訪問調査(事業所・企業) <input type="checkbox"/> 2. 訪問調査(一般世帯・個人) <input type="checkbox"/> 3. 郵送調査(事業所・企業) <input type="checkbox"/> 4. 郵送調査(一般世帯・個人)	<input type="checkbox"/> 5. インターネット調査 <input type="checkbox"/> 6. 電話調査 <input type="checkbox"/> 7. 参入を考えていない <input type="checkbox"/> 8. その他 ()
--	---

SQ1. 「問19」で1. 訪問調査(事業所・企業)とお答えの方にお伺いします。

自社で対応可能な最大の調査サンプル数を業務(プロジェクト)単位でお知らせください。(FA)
(自社での対応とは、部分的な再委託を含み、同業他社とのJV(ジョイント・ベンチャー)を除くものとします。)

自社で対応可能な最大サンプル数	サンプル
-----------------	------

SQ2. 「問19」で2. 訪問調査(一般世帯・個人)とお答えの方にお伺いします。

自社で対応可能な最大の調査サンプル数を業務(プロジェクト)単位でお知らせください。(FA)
(自社での対応とは、部分的な再委託を含み、同業他社とのJV(ジョイント・ベンチャー)を除くものとします。)

自社で対応可能な最大サンプル数	サンプル
-----------------	------

SQ3. 「問19」で3. 郵送調査(事業所・企業)とお答えの方にお伺いします。

自社で対応可能な最大の調査サンプル数を業務(プロジェクト)単位でお知らせください。(FA)
(自社での対応とは、部分的な再委託を含み、同業他社とのJV(ジョイント・ベンチャー)を除くものとします。)

自社で対応可能な最大サンプル数	サンプル
-----------------	------

SQ4. 「問19」で4. 郵送調査(一般世帯・個人)とお答えの方にお伺いします。

自社で対応可能な最大の調査サンプル数を業務(プロジェクト)単位でお知らせください。(FA)
(自社での対応とは、部分的な再委託を含み、同業他社とのJV(ジョイント・ベンチャー)を除くものとします。)

自社で対応可能な最大サンプル数	サンプル
-----------------	------

府省から発注される調査業務について(続き)

問20. 貴社では府省の調査業務の参入に向けて、どのような対応策を考えていますか。(MA)

<input type="checkbox"/> 1. 人材(社員)の育成	<input type="checkbox"/> 6. 業務委託先の拡充	<input type="checkbox"/> 11. その他	
<input type="checkbox"/> 2. 人材(社員、アルバイト)の増員	<input type="checkbox"/> 7. 現地SV(スーパー・バイザー)の充実	〔 〕	
<input type="checkbox"/> 3. 調査員の教育	<input type="checkbox"/> 8. 資本金の増加		
<input type="checkbox"/> 4. 調査員の確保	<input type="checkbox"/> 9. 同業他社との連携		<input type="checkbox"/> 12. 特に考えていない
<input type="checkbox"/> 5. 支社、支店の拡大	<input type="checkbox"/> 10. 異業種との連携		

ご多忙のところご協力ありがとうございました。

〈資料編〉

資料2 : 「実施要項作成時における競争性改善上の
チェックポイント」(総務省公共サービス改革
推進室官民競争入札等監理委員会) 及び、
JMRA 公的統計基盤整備委員会ガイドライン推
進小委員会作成チェックリストにおける検討案件
の反映状況

- 2.1 「平成 26-29 年分民間給与実態統計調査」
基幹統計 公サ法案件 総合評価落札方式
- 2.2 「平成 27 年外資系企業動向調査」
一般統計 非公サ法案件 総合評価落札方式
- 2.3 「平成 27 年訪日外国人消費動向調査」
一般統計 非公サ法案件 総合評価落札方式
- 2.4 「平成 27 年度住宅市場動向調査」
一般統計 非公サ法案件 最低価格落札方式

2.1 「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」による評価結果

案件名:「平成26-29年分民間給与実態統計調査」基幹統計 公サ法案件 総合評価落札方式

1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について(法第9条第2項第1号, 第14条第2項第1号)		判定	備考
①	事業の委託範囲は、実施要項によって特定されており、明確であるか。	○	
②	複数の業務を一つの業務に統合したり、一つの業務を別々の業務に業務単位で分割したりすることにより、参入障壁を緩和できる可能性を検討したか。	非該当	
③	業務内容(作業内容)が具体的に特定されているか。「～等を行う」、「～が望ましい」、「必要に応じて」、「～以外を実施する」、「(記載された業務内容は)最低限の要求事項である」、「その他必要に応じて」などの曖昧な記載をしないこと。求める成果だけでなく、プロセスを明記すること(「データを集める」ではなく、「～を行って、データを集める」等)	○	2(1)イ～へに記載
④	業務を行う上で協力や連携が必要となる関連機関について、具体的にどの機関と協力、連携すべきが明らかにしているか。必要に応じて関連機関に関する情報を注記すると共に、民間事業者の希望があれば実施府省から関連機関に協力要請することを明記する。	○	2(1)二(ロ)協力依頼文は各国税局長名で提供あり
⑤	作業量の多い業務、専門性の高い業務の一部について、事業者自ら実施する必要はなく、再委託が可能である場合には、その旨明記する。	○	9(5)又に記載
⑥	再委託先や関連機関等と締結する契約について、質の確保の観点から発注者が契約について一定の内容を求める場合(著作権の帰属等)には、その内容を示すか契約書のひな形等を添付する。	○	9(5)又に記載
⑦	落札者決定後速やかに引継ぎを行えるよう、現行事業者や発注者が協力して引継ぎを行うことが記載されているか。	○	2(1)ハ、5(1)に記載
⑧	施設、貸与物件、資料等の引継ぎにあたり費用負担が大きいもの、原状回復の必要があるもの等について、引継ぎ方法や費用負担が明記されているか。また引継ぎ期間は十分に取られているか(少なくとも従前以上)。	○	2(1)ハ、5(1)に記載
⑨	実施府省及び事業者の作成した著作物等については、引継ぎの際の権利義務の帰属に関する取扱いが明確であるか。	非該当	
⑩	定量化できない事項を定性的な達成目標とする場合は、国の行政機関等が要求する水準について可能な限りわかりやすく記述されているか。	○	2(3)に記載
⑪	業務を行うに当たり確保すべき質を設定する際には、民間事業者の責めによらない事由(利用者や発注者の事情による数値の変動等)が含まれないよう考慮すること。	△	2(3)の目標回収率に大きな影響を与える移転・廃業事業所の扱いが不明確
⑫	委託費の増減額措置を設定する場合には、対象公共サービスの達成水準を客観的に示す定量的な指標と連動させるなど、第三者から見ても納得できる明確な基準・事由に基づいて行うこと。また、増減の金額や割合、対象となる委託費の範囲、増減額の上限などを定めること。	非該当	
⑬	減額措置は民間事業者の意欲を著しく削ぎ、かえって参入障壁となったり、契約関係からの離脱を促すような内容とならないよう留意する。減額の実施を契約解除の条件とする場合には、そのための手続を定めること。	非該当	
2. 実施期間について(法第9条第2項第2号, 第14条第2項第2号)			
①	単年で実施している事業については、設備やスキル構築への投資効率を考慮し、競争環境を減殺しない程度に複数年とすることを検討しているか。	非該当	
3. 入札参加資格について(法第9条第2項第3号及び第3項, 第14条第2項第2号及び第3項)			
① ☆	入札参加資格は、特定の事業者しか応札できないなど、競争性を阻害するような要件となっていないか。	○	4に記載
② ☆	入札参加資格要件は、客観的に証明できる事項のみとし、評価が分かれる可能性のある事項(対象公共サービスの実施体制や事業実績に関する事項等)は技術点の評価項目として位置付けること。	○	4に記載
③ ☆	競争参加資格の等級について、応札者の拡大のため、可能な限り下位の等級まで含めることを検討しているか。	○	4に記載。A、B又はC等級
④ ☆	共同体による入札参加資格を定めること。その際、共同事業体の構成に条件を付さないこと(「地理的要因から単独で事業を実施できない場合」等)。	×	共同事業体について定めはない
⑤ ☆	共同事業体では、グループの構成員全てに求める必要のない入札参加資格については代表者のみに求めることとし、その他の構成員については必要最低限の入札参加資格にすること。特に業務実施体制については共同事業体全体として業務実施が可能であることを示すことで足りるとすること。	×	共同事業体について定めはない
⑥ ☆	業務を実施する上で必須となる事業者の法的資格については、原則的に入札参加資格とする。ただし、資格取得の手続き等に配慮して落札後業務開始時までには備えればよいとすることも検討すること。	○	
⑦ ☆	その他の資格については、当該資格を要件として求めても一定の応札者数が確保できること、専門能力を担保するのに他の代替手段がないかを検討し、必要最低限の入札参加資格とすること。	非該当	
⑧	入札参加資格要件として一定の地域内に本店・支店が置かれていることを求める場合には、当該要件を求めても一定の応札者は確保できるよう、本店・支店の設置範囲を制限しないこと、営業所を含めること等について検討し、必要最低限の入札参加資格要件とすること。	非該当	
⑨	業務を実施する上で特定の施設・設備を保有していることが必須である場合には、原則として入札参加資格要件とすること。ただし、参入障壁緩和の観点から、落札後業務開始までに保有すればよいとすることも検討すること。	非該当	
⑩	入札参加資格として民間事業者又は業務従事者の知見・技術力等を求める場合には、その客観的な証明手段を明記すること。	非該当	
4. 入札参加者の募集について(法第9条第2項第4号, 第14条第2項第4号)			
① ☆	入札広告から事業開始までのスケジュールは十分余裕をもったものとなっているか(少なくとも従前以上)。	○	入札公告5月14日、契約締結9月上旬
②	入札広告から入札書類提出までの期間が十分確保されているか(少なくとも従前以上)。また、入札書類はインターネット等の安易な手段により入手できるか。	○	
③	入札説明会後から入札書類提出前までの期間に、質問期間が十分に設けられているか。	○	

④ ☆	競争条件を損なうことがないよう質問への回答や情報提供は原則として公表することとする。ただし、公表することが民間事業者の不利益となる場合には質問者の意向を聴取した上で公表しないよう配慮すること。	○	入札説明書9「質問書の提出」
⑤	必要に応じ、現場説明会の開催が考慮されているか。	非該当	
⑥	入札書類の提出要求が新規参入事業者にとって過大な負担となっていないか。契約時に求めることで足りる書面などは省略し、あらかじめ様式を示すなどして入札書類作成の負担を軽減すること。	○	
⑦ ☆	提案書についてはひな形及び記入例を示すこと。各評価項目と様式との対応を明示し、提案書の添付資料についてもわかりやすく示すこと。また、提案書作成の負担軽減や現行事業者と新規事業者との間のイコールフットingの観点から、提案書の枚数の上限を定めること。	○	別添1
⑧	経理基盤に関する確認のために求める書類については、会計課等とも協議の上、不必要に提出を求めることのないよう注意すること。	非該当	
⑨	入札金額の内容・範囲を明示すること。必要に応じ、入札金額の算出に当たって必要となる算式や予定数量を示すこと。	○	入札説明書3(1)
5. 落札者決定のための評価基準等について(法第9条第2項第5号, 第14条第2項第5号)			
①	必須項目、加点項目ともに各項目の評価基準を明らかにすること、段階的に配点する場合には、配点の内訳についても示すこと。	○	6及び別紙6「評価項目一覧」
②	評価項目は細分化しすぎると提案書の記載もれを招き、提案書の作成負担も過大になるので、類似の評価項目はできるだけ1つにまとめ、評価基準において評価対象となる事項を明らかにすること。	○	6及び別紙6「評価項目一覧」
③	民間事業者が積極的に創意工夫の提案を行うよう、評価項目や評価基準を設定し、評価において重視するポイントを明らかにすること。	○	6及び別紙6「評価項目一覧」
④ ☆	新規参入を促すため、同一又は類似業務の実績を過度に高く評価しないこと。また業務実績を評価対象とする場合には、参入障壁とならないよう、原則として加点項目において評価すること。	○	6及び別紙6「評価項目一覧」
⑤ ☆	類似実績を評価の対象とする場合には、類似実績として認める範囲も明らかにすること。その際、類似実績の範囲は業務の実施にあたって有益な知見・ノウハウを有する業態を広く含めるようにし、官公庁の発注であることなど、特定の業態に拘らないようにすること。	○	6及び別紙6「評価項目一覧」。アンケート調査、市場調査、テレマーケティング業務経験を評価対象
⑥ ☆	民間事業者又は業務従事者の知見・ノウハウ等を評価対象とする場合には、求められる知見・ノウハウの具体的内容、求められる水準がわかるように記載すること。その際「精通していること」といった表現ではなく、できる限り客観的な指標をもって示すこと(●年以上の業務従事経験等)。	○	6及び別紙6「評価項目一覧」。アンケート調査、市場調査、テレマーケティング業務経験を評価対象
⑦	現行事業者に有利となる特定の項目の評価点が高いなど、偏った評価とならないように配点を設定すること。複数の項目に配点が分かれていても実質同一の条件を重複して評価している場合があるので注意すること(知見・ノウハウの評価基準が類似実績の有無である場合等)。	○	6及び別紙6「評価項目一覧」
⑧	特定の公的または民間の認証(ISO、プライバシーマーク等)を得ていることを評価の対象とする場合は、当該認証の取得の難易を考慮し、他の認証の取得、評価材料によって配点することができないかについても検討すること。	○	PMARK又は類似するセキュリティ認定を必須項目、ISO9001、ISO20252、ISMSを加点項目
⑨	高い専門性が求められる一定の分野について、専門能力の証明を民間事業者に求め、民間事業者に証明責任を負わせることはせず、専門能力の証明のために提出させる資料を明らかにし、発注者において専門性の有無を判断すること。	非該当	
⑩ ☆	業務に有益な「ネットワーク」を有していることを求めるものについては、現行事業者に過度に有利になるおそれがあるため、連携を求める対象を明らかにした上で、必要に応じて発注者が関連機関に対して連携・協力の依頼をすること。業務実施体制に関する評価項目と重複していないかについても検討すること。	非該当	
⑪	民間事業者の経験や能力を評価するに当たっては、現行事業者に有利に評価することのないよう、過去の実績ではなく、提出された組織の実施体制を評価することで足りないかについても検討すること。	非該当	
6. 情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第6号)			
7. 情報開示について(法第9条第2項第7号及び第4項, 第14条第2項第6号及び第4項)			
① ☆	対象公共サービスを外部委託によって実施している場合、当該委託費の支払額及びその内訳を開示すること。また、内訳は、新規参入者であっても積算できるように、できる限り委託業務に沿った内容とするともに、管理費の有無についても明確にすること。	△	別紙2: 従来の実施経費に関する情報量が少なく、新規参入者には不十分
②	費目ごとに年度によって金額が相当程度変動しているものについては、増減の要因(業務量の変動等)を注記する。金額の変動と業務量の変動に相関性が認められる場合には当該業務量も開示する。	△	別紙2: 郵送料のみ開示
③	人員数は工数(人日)だけでなく、実人数を示すこと。複数の業務に重複する人員がある場合は、その旨を注記すること。	△	別紙2: 実人数はないが人日の業務別内訳は複数年あり
④	年度や通年の繁閑状況によって人員数が相当程度増減している場合には、増減の要因(業務量の変動等)や増減措置の内容及び方法について注記する。人員の変動と業務量の変動に相関性が認められる場合には、当該業務量も開示する。	○	別紙2
⑤	常勤、非常勤の職員は区分して記載する。非常勤職員等の勤務時間、従事日数、雇用目的等について注記する。ボランティアの従事がある場合には、募集条件、募集方法と人数、従事日数等を記載する。	×	別紙2: 常勤・非常勤の区分なし
⑥	対象公共サービス従事者に求められる保有資格、専門的知識、業務経験、業務処理能力等があれば記載する。	非該当	
⑦	対象公共サービスの実施のために使用した施設については、施設名称、場所、使用面積、使用料(借料)等を明らかにする。設備及び主要な物品については、種類、種類別の使用料、維持管理の経費負担等を開示する。他の事業と共用の施設、設備等があればその旨を注記する。	△	別紙2: 使用料、経費負担記載なし
⑧	開示した施設、設備及び主要な物品等について国が貸与するものと民間事業者自身が準備すべきものの区分を明示し、国が貸与するものについては一覧を記載すること。	○	8に記載
⑨	業務実施期間中に、設備、備品及び主要な物品等について変更(修理、追加費用等を含む)があった場合は、その内容を明記する。	非該当	
⑩	従来の実施において達成水準を設定していた場合には、その水準(アンケート調査の結果、モニタリングの結果等)や達成の程度を明示すること。また、達成水準を達成できなかった場合には、その理由を明記すること。	非該当	
⑪	複数の地域、事業所で行う業務の場合には、地域、事業所ごとの達成水準を示すこと。	非該当	

⑫	業務の性質により、単位作業量あたりの時間、単位作業量あたりの人日数、単位日数あたりの作業量、一人当たり作業量等を記載すること。	非該当	
⑬	業務の繁閑の変動が大きく、単位日数あたりの作業量のみでは情報開示として不十分である場合には、一日の中での時間帯別業務量や月別業務量も開示する。	非該当	
⑭	対象公共サービスの一部を外部委託している場合には、従来の外部委託の状況がわかるように業務フロー図に外部委託部分を記載するなど、どの程度外部委託しているか分かるよう記載する。	○	別紙3
⑮	緊急時の対応業務が必要な事業では、過去の発生頻度、発生状況等が開示されているか。	非該当	
⑯	業務従事者等に対する研修、外部有識者による委員会や会議の開催回数は開示されているか。	非該当	
⑰	その他、秘密保持等の観点から実施要項上で開示が困難な情報についても、業務開始までに秘密保持誓約書等の提出を条件に開示することができる場合はその旨記載する。	非該当	
⑱	入札単位が複数である場合、全入札単位に共通する事項を冒頭に記載した上で、各入札単位個別の事項については入札単位ごとに数値を開示しているか。	非該当	
⑲	入札が一つであっても複数の事業所、都道府県ごとに行う業務については、新規事業者が適切に実施体制を組むことができるよう事業所、地域ごとの情報開示を行うこと。	非該当	
⑳ ☆	「従来の実施に要した経費」「従来の実施に要した人員」「従来の実施に要した施設及び設備」「従来の実施における目的の達成の程度」について、可能な限り最新の情報を含む複数年の情報を提供すること(原則3年以上)。原則、実施要項を公表する年度の前年度までの情報を開示することとするが、実施要項を公表する年度の情報も参考情報として開示することが可能であれば、それを含めて開示する。	○	別紙2
㉑ ☆	市場化テストの開始後、業務内容や分量に変更が生じる場合でも新規事業者が適切に積算ができるよう、業務内容や分量の変更内容を注記し、参考となり得る情報を開示すること。	○	別紙2、4、5
㉒ ☆	対象公共サービスを実施している現場での説明会を開催する、関連資料の閲覧許可を行うなどの対応を積極的に行うこと。資料の閲覧を認める場合は、閲覧場所、閲覧方法についても明示すること。HP等で公開しているものについてはURLを記載すること。	非該当	
8. 使用させることができる国有財産について(法第9条第2項第8号, 第14条第2項第7号)			
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第9号)			
10. 適用される法令の特例について(法第9条第2項第10号, 第14条第2項第8号)			
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について(法第9条第2項第11号, 第14条第2項第9号)			
①	事業終了時に提出する事業報告書について、過去の報告書の閲覧方法が示されているか。	×	記載なし
②	事業報告書の提出時期、記載すべき内容及び様式の有無が明らかにされているか。	○	9(1)に記載
③	業務の全部を一括して再委託することの禁止が定められているか。	○	9(5)又に記載
④	再委託先についてあらかじめ企画書に記載すべき事項(再委託先選定の理由、履行能力等)があれば明記すること。	○	9(5)又に記載
⑤	再委託を実施するために発注者の事前の承認が必要な場合はその旨記載すること。	○	9(5)又に記載
⑥	再委託先の責めに帰すべき事由について受託する民間事業者の責めに帰すべきことが記載されているか。	○	9(5)又に記載
⑦	契約変更のための要件や手続きについて、法21条の手続きを経る必要があることを含め、記載されているか。	△	9(5)ル法21条の手続記載なし
⑧	事業や業務内容に変動が生じることが予想される事業については、具体的な契約変更事由をあらかじめ定めておくこと。	非該当	
⑨	契約解除については、解除要件のほか、必要に応じ、解除の場合の委託費の支払、違約金、損害賠償等について定めておくこと。	○	別紙8: 契約書案
⑩ ☆	解除要件が発注者に不当に有利である場合には、参入障壁となるおそれがあるため注意すること(発注者の判断により、無条件に即時解除が可能等)。	○	別紙8: 契約書案
12. 損害賠償について(法第9条第2項第12号, 第14条第2項第10号)			
① ☆	契約額に比して損害賠償額が高額になることが参入障壁となる可能性がある場合、賠償責任額(求償額)の上限を定める、賠償責任の発生する場面を限定する(故意・重過失等)ことができないか検討する。	非該当	
13. 評価について(法第9条第2項第13号, 第14条第2項第11号)			
①	継続事業の場合、前期の実施状況、評価結果を踏まえた内容が盛り込まれているか。	△	判断がつかないが、11で法7条8項の評価を記載

※競争性の改善について、特に留意すべき項目については☆印

2.2 「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」による評価結果

案件名:「平成27年外資系企業動向調査」 一般統計 非公サ法案件 総合評価落札方式

1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について(法第9条第2項第1号, 第14条第2項第1号)		判定	備考
①	事業の委託範囲は、実施要項によって特定されており、明確であるか。	△	企業名簿の追加作成が担当者と調整など、不明確な部分がある
②	複数の業務を一つの業務に統合したり、一つの業務を別々の業務に業務単位で分割したりすることにより、参入障壁を緩和できる可能性を検討したか。	非該当	
③	業務内容(作業内容)が具体的に特定されているか。「～等を行う」、「～が望ましい」、「必要に応じて」、「～以外を実施する」、「(記載された業務内容は)最低限の要求事項である」、「その他必要に応じて」などの曖昧な記載をしないこと。求める成果だけでなく、プロセスを明記すること(「データを集める」ではなく、「～を行って、データを集める」等)	△	必要に応じて電話等による照会を行うなど、曖昧な記載がある
④	業務を行う上で協力や連携が必要となる関連機関について、具体的にどの機関と協力、連携すべきが明らかにしているか。必要に応じて関連機関に関する情報を注記すると共に、民間事業者の希望があれば実施府省から関連機関に協力要請することを明記する。	非該当	
⑤	作業量の多い業務、専門性の高い業務の一部について、事業者自ら実施する必要はなく、再委託が可能である場合には、その旨明記する。	△	再委託契約の内容についてあらかじめ担当者の承認を得る、は不明確
⑥	再委託先や関連機関等と締結する契約について、質の確保の観点から発注者が契約について一定の内容を求める場合(著作権の帰属等)には、その内容を示すか契約書のひな形等を添付する。	非該当	
⑦	落札者決定後速やかに引継ぎを行えるよう、現行事業者や発注者が協力して引継ぎを行うことが記載されているか。	○	仕様書4に記載
⑧	施設、貸与物件、資料等の引継ぎにあたり費用負担が大きいもの、原状回復の必要があるもの等について、引継ぎ方法や費用負担が明記されているか。また引継ぎ期間は十分に取られているか(少なくとも従前以上)。	非該当	
⑨	実施府省及び事業者の作成した著作物等については、引継ぎの際の権利義務の帰属に関する取扱いが明確であるか。	△	引継ぎの際の引継ぎ書に関する権利義務の帰属に関する取扱いが不明確
⑩	定量化できない事項を定性的な達成目標とする場合は、国の行政機関等が要求する水準について可能な限りわかりやすく記述されているか。	×	明確な記載なし
⑪	業務を行うに当たり確保すべき質を設定する際には、民間事業者の責めによらない事由(利用者や発注者の事情による数値の変動等)が含まれないよう考慮すること。	×	明確な記載なし
⑫	委託費の増減額措置を設定する場合には、対象公共サービスの達成水準を客観的に示す定量的な指標と連動させるなど、第三者から見ても納得できる明確な基準・事由に基づいて行うこと。また、増減の金額や割合、対象となる委託費の範囲、増減額の上限などを定めること。	非該当	
⑬	減額措置は民間事業者の意欲を著しく削ぎ、かえって参入障壁となったり、契約関係からの離脱を促すような内容とならないよう留意する。減額の実施を契約解除の条件とする場合には、そのための手続を定めること。	非該当	
2. 実施期間について(法第9条第2項第2号, 第14条第2項第2号)			
①	単年で実施している事業については、設備やスキル構築への投資効率を考慮し、競争環境を減殺しない程度に複数年とすることを検討しているか。	非該当	
3. 入札参加資格について(法第9条第2項第3号及び第3項, 第14条第2項第2号及び第3項)			
① ☆	入札参加資格は、特定の事業者しか応札できないなど、競争性を阻害するような要件となっていないか。	○	入札公告2に記載
② ☆	入札参加資格要件は、客観的に証明できる事項のみとし、評価が分かれる可能性のある事項(対象公共サービスの実施体制や事業実績に関する事項等)は技術点の評価項目として位置付けること。	○	入札公告2に記載
③ ☆	競争参加資格の等級について、応札者の拡大のため、可能な限り下位の等級まで含めることを検討しているか。	○	入札公告2に記載
④ ☆	共同体による入札参加資格を定めること。その際、共同事業体の構成に条件を付さないこと(「地理的要因から単独で事業を実施できない場合」等)。	×	記載なし
⑤ ☆	共同事業体では、グループの構成員全てに求める必要のない入札参加資格については代表者のみに求めることとし、その他の構成員については必要最低限の入札参加資格にすること。特に業務実施体制については共同事業体全体として業務実施が可能であることを示すことで足りるとすること。	×	記載なし
⑥ ☆	業務を実施する上で必須となる事業者の法的資格については、原則的に入札参加資格とする。ただし、資格取得の手続き等に配慮して落札後業務開始時までには備えればよいとすることも検討すること。	○	入札公告2に記載
⑦ ☆	その他の資格については、当該資格を要件として求めても一定の応札者数が確保できること、専門能力を担保するのに他の代替手段がないかを検討し、必要最低限の入札参加資格とすること。	非該当	
⑧	入札参加資格要件として一定の地域内に本店・支店が置かれていることを求める場合には、当該要件を求めても一定の応札者は確保できるよう、本店・支店の設置範囲を制限しないこと、営業所を含めること等について検討し、必要最低限の入札参加資格要件とすること。	非該当	
⑨	業務を実施する上で特定の施設・設備を保有していることが必須である場合には、原則として入札参加資格要件とすること。ただし、参入障壁緩和の観点から、落札後業務開始までに保有すればよいとすることも検討すること。	非該当	
⑩	入札参加資格として民間事業者又は業務従事者の知見・技術力等を求める場合には、その客観的な証明手段を明記すること。	○	入札説明書 評価項目一覧
4. 入札参加者の募集について(法第9条第2項第4号, 第14条第2項第4号)			

① ☆	入札広告から事業開始までのスケジュールは十分余裕をもったものとなっているか(少なくとも従前以上)。	○	公告:平成27年5月7日 開札:平成27年6月16日
②	入札公告から入札書類提出までの期間が十分確保されているか(少なくとも従前以上)。また、入札書類はインターネット等の安易な手段により入手できるか。	○	公告:平成27年5月7日 提出:平成27年6月4日
③	入札説明会後から入札書類提出前までの期間に、質問期間が十分に設けられているか。	○	公告:平成27年5月7日 説明会:平成27年5月15日
④ ☆	競争条件を損なうことがないよう質問への回答や情報提供は原則として公表することとする。ただし、公表することが民間事業者の不利益となる場合には質問者の意向を聴取した上で公表しないよう配慮すること。	△	記載なし、質問状様式は添付
⑤	必要に応じ、現場説明会の開催が考慮されているか。	○	入札公告4に記載
⑥	入札書類の提出要求が新規参入事業者にとって過大な負担となっていないか。契約時に求めることで足りる書面などは省略し、あらかじめ様式を示すなどして入札書類作成の負担を軽減すること。	○	別紙様式あり
⑦ ☆	提案書についてはひな形及び記入例を示すこと。各評価項目と様式との対応を明示し、提案書の添付資料についてもわかりやすく示すこと。また、提案書作成の負担軽減や現行事業者と新規事業者との間のイコールフットingの観点から、提案書の枚数の上限を定めること。	○	別紙様式あり。上限の記載はなし
⑧	経理基盤に関する確認のために求める書類については、会計課等とも協議の上、不必要に提出を求めることのないよう注意すること。	○	特に求めている
⑨	入札金額の内容・範囲を明示すること。必要に応じ、入札金額の算出に当たって必要となる算式や予定数量を示すこと。	△	事前に担当者の確認を得ることなど、不明確な記載となっている
5. 落札者決定のための評価基準等について(法第9条第2項第5号, 第14条第2項第5号)			
①	必須項目、加点項目ともに各項目の評価基準を明らかにすること、段階的に配点する場合には、配点の内訳についても示すこと。	○	評価項目一覧、評価手順書
②	評価項目は細分化しすぎると提案書の記載もれを招き、提案書の作成負担も過大になるので、類似の評価項目はできるだけ1つにまとめ、評価基準において評価対象となる事項を明らかにすること。	○	評価項目一覧、評価手順書
③	民間事業者が積極的に創意工夫の提案を行うよう、評価項目や評価基準を設定し、評価において重視するポイントを明らかにすること。	○	評価項目一覧、評価手順書
④ ☆	新規参入を促すため、同一又は類似業務の実績を過度に高く評価しないこと。また業務実績を評価対象とする場合には、参入障壁とならないよう、原則として加点項目において評価すること。	○	評価項目一覧、評価手順書
⑤ ☆	類似実績を評価の対象とする場合には、類似実績として認める範囲も明らかにすること。その際、類似実績の範囲は業務の実施にあたって有益な知見・ノウハウを有する業態を広く含めるようにし、官公庁の発注であることなど、特定の業態に拘らないようにすること。	○	提案書ひな形「記述例」
⑥ ☆	民間事業者又は業務従事者の知見・ノウハウ等を評価対象とする場合には、求められる知見・ノウハウの具体的内容、求められる水準がわかるように記載すること。その際「精通していること」といった表現ではなく、できる限り客観的な指標をもって示すこと(●年以上の業務従事経験等)。	○	提案書ひな形「記述例」
⑦	現行事業者に有利となる特定の項目の評価点が高いなど、偏った評価とならないように配点を設定すること。複数の項目に配点が分かれていても実質同一の条件を重複して評価している場合があるので注意すること(知見・ノウハウの評価基準が類似実績の有無である場合等)。	○	評価項目一覧、評価手順書
⑧	特定の公的または民間の認証(ISO、プライバシーマーク等)を得ていることを評価の対象とする場合は、当該認証の取得の難易を考慮し、他の認証の取得、評価材料によって配点することができないかについても検討すること。	非該当	
⑨	高い専門性が求められる一定の分野について、専門能力の証明を民間事業者に求め、民間事業者に証明責任を負わせることはせず、専門能力の証明のために提出させる資料を明らかにし、発注者において専門性の有無を判断すること。	○	評価項目一覧、評価手順書
⑩ ☆	業務に有益な「ネットワーク」を有していることを求めるものについては、現行事業者に過度に有利になるおそれがあるため、連携を求める対象を明らかにした上で、必要に応じて発注者が関連機関に対して連携・協力の依頼をすること。業務実施体制に関する評価項目と重複していないかについても検討すること。	非該当	
⑪	民間事業者の経験や能力を評価するに当たっては、現行事業者に有利に評価することのないよう、過去の実績ではなく、提出された組織の実施体制を評価することで足りないかについても検討すること。	非該当	
6. 情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第6号)			
7. 情報開示について(法第9条第2項第7号及び第4項, 第14条第2項第6号及び第4項)			
① ☆	対象公共サービスを外部委託によって実施している場合、当該委託費の支払額及びその内訳を開示すること。また、内訳は、新規参入者であっても積算できるよう、できる限り委託業務に沿った内容とするとともに、管理費の有無についても明確にすること。	非該当	
②	費目ごとに年度によって金額が相当程度変動しているものについては、増減の要因(業務量の変動等)を注記する。金額の変動と業務量の変動に相関性が認められる場合には当該業務量も開示する。	非該当	
③	人員数は工数(人日)だけでなく、実人数を示すこと。複数の業務に重複する人員がある場合は、その旨を注記すること。	×	記載なし
④	年度や通年の繁閑状況によって人員数が相当程度増減している場合には、増減の要因(業務量の変動等)や増減措置の内容及び方法について注記する。人員の変動と業務量の変動に相関性が認められる場合には、当該業務量も開示する。	△	人員の変動について記述がない
⑤	常勤、非常勤の職員は区分して記載する。非常勤職員等の勤務時間、従事日数、雇用目的等について注記する。ボランティアの従事がある場合には、募集条件、募集方法と人数、従事日数等を記載する。	非該当	
⑥	対象公共サービス従事者に求められる保有資格、専門的知識、業務経験、業務処理能力等があれば記載する。	○	提案書ひな形「記述例」

⑦	対象公共サービスの実施のために使用した施設については、施設名称、場所、使用面積、使用料(借料)等を明らかにする。設備及び主要な物品については、種類、種類別の使用料、維持管理の経費負担等を開示する。他の事業と共用の施設、設備等があればその旨を注記する。	非該当	
⑧	開示した施設、設備及び主要な物品等について国が貸与するものと民間事業者自身が準備すべきものの区分を明示し、国が貸与するものについては一覧を記載すること。	○	仕様書8に記載
⑨	業務実施期間中に、設備、備品及び主要な物品等について変更(修理、追加費用等を含む)があった場合は、その内容を明記する。	非該当	
⑩	従来の実施において達成水準を設定していた場合には、その水準(アンケート調査の結果、モニタリングの結果等)や達成の程度を明示すること。また、達成水準を達成できなかった場合には、その理由を明記すること。	○	仕様書10の参考に記載
⑪	複数の地域、事業所で行う業務の場合には、地域、事業所ごとの達成水準を示すこと。	非該当	
⑫	業務の性質により、単位作業量あたりの時間、単位作業量あたりの人日数、単位日数あたりの作業量、一人当たり作業量等を記載すること。	非該当	
⑬	業務の繁閑の変動が大きく、単位日数あたりの作業量のみでは情報開示として不十分である場合には、一日の中での時間帯別作業量や月別作業量も開示する。	非該当	
⑭	対象公共サービスの一部を外部委託している場合には、従来の外部委託の状況がわかるように業務フロー図に外部委託部分を記載するなど、どの程度外部委託しているか分かるよう記載する。	非該当	
⑮	緊急時の対応業務が必要な事業では、過去の発生頻度、発生状況等が開示されているか。	非該当	
⑯	業務従事者等に対する研修、外部有識者による委員会や会議の開催回数は開示されているか。	非該当	
⑰	その他、秘密保持等の観点から実施要項上で開示が困難な情報についても、業務開始までに秘密保持誓約書等の提出を条件に開示することができる場合はその旨記載する。	非該当	
⑱	入札単位が複数である場合、全入札単位に共通する事項を冒頭に記載した上で、各入札単位個別の事項については入札単位ごとに数値を開示しているか。	非該当	
⑲	入札が一つであっても複数の事業所、都道府県ごとに行う業務については、新規事業者が適切に実施体制を組むことができるよう事業所、地域ごとの情報開示を行うこと。	非該当	
⑳ ☆	「従来の実施に要した経費」「従来の実施に要した人員」「従来の実施に要した施設及び設備」「従来の実施における目的の達成の程度」について、可能な限り最新の情報を含む複数年の情報を提供すること(原則3年以上)。原則、実施要項を公表する年度の前年度までの情報を開示することとするが、実施要項を公表する年度の情報も参考情報として開示することが可能であれば、それを含めて開示する。	非該当	
㉑ ☆	市場化テストの開始後、業務内容や分量に変更が生じる場合でも新規事業者が適切に積算ができるよう、業務内容や分量の変更内容を注記し、参考となり得る情報を開示すること。	非該当	
㉒ ☆	対象公共サービスを実施している現場での説明会を開催する、関連資料の閲覧許可を行うなどの対応を積極的に行うこと。資料の閲覧を認める場合は、閲覧場所、閲覧方法についても明示すること。HP等で公開しているものについてはURLを記載すること。	非該当	
8. 使用させることができる国有財産について(法第9条第2項第8号, 第14条第2項第7号)			
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第10号)			
10. 適用される法令の特例について(法第9条第2項第10号, 第14条第2項第8号)			
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について(法第9条第2項第11号, 第14条第2項第9号)			
①	事業終了時に提出する事業報告書について、過去の報告書の閲覧方法が示されているか。	○	仕様書8に記載
②	事業報告書の提出時期、記載すべき内容及び様式の有無が明らかにされているか。	○	仕様書5に記載
③	業務の全部を一括して再委託することの禁止が定められているか。	○	役務請負契約心得3条
④	再委託先についてあらかじめ企画書に記載すべき事項(再委託先選定の理由、履行能力等)があれば明記すること。	△	あらかじめ担当者の承認を得るとあり、不明確
⑤	再委託を実施するために発注者の事前の承認が必要な場合はその旨記載すること。	○	役務請負契約心得3条
⑥	再委託先の責めに帰すべき事由について受託する民間事業者の責めに帰すべきことが記載されているか。	○	役務請負契約心得3条
⑦	契約変更のための要件や手続きについて、法21条の手続きを経る必要があることを含め、記載されているか。	非該当	
⑧	事業や業務内容に変動が生じることが予想される事業については、具体的な契約変更事由をあらかじめ定めておくこと。	非該当	
⑨	契約解除については、解除要件のほか、必要に応じ、解除の場合の委託費の支払、違約金、損害賠償等について定めておくこと。	○	役務請負契約心得13条
⑩ ☆	解除要件が発注者に不当に有利である場合には、参入障壁となるおそれがあるため注意すること(発注者の判断により、無条件に即時解除が可能等)。	○	役務請負契約心得13条
12. 損害賠償について(法第9条第2項第12号, 第14条第2項第10号)			
① ☆	契約額に比して損害賠償額が高額になることが参入障壁となる可能性がある場合、賠償責任額(求償額)の上限を定める、賠償責任の発生する場面を限定する(故意・重過失等)ことができないか検討する。	非該当	
13. 評価について(法第9条第2項第13号, 第14条第2項第10号)			
①	継続事業の場合、前期の実施状況、評価結果を踏まえた内容が盛り込まれているか。	非該当	

※競争性の改善について、特に留意すべき項目については☆印

2.3 「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」による評価結果

案件名：「平成27年訪日外国人消費動向調査」一般統計 非公サ法案件 総合評価落札方式

1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について(法第9条第2項第1号, 第14条第2項第1号)		判定	備考
①	事業の委託範囲は、実施要項によって特定されており、明確であるか。	○	5.業務内容は明確
②	複数の業務を一つの業務に統合したり、一つの業務を別々の業務に業務単位で分割したりすることにより、参入障壁を緩和できる可能性を検討したか。	非該当	
③	業務内容(作業内容)が具体的に特定されているか。「～等を行う」、「～が望ましい」、「必要に応じて」、「～以外を実施する」、「(記載された業務内容は)最低限の要求事項である」、「その他必要に応じて」などの曖昧な記載をしないこと。求める成果だけでなく、プロセスを明記すること(「データを集める」ではなく、「～を行って、データを集める」等)	○	5.業務内容に曖昧な記載はない
④	業務を行う上で協力や連携が必要となる関連機関について、具体的にどの機関と協力、連携すべきが明らかにしているか。必要に応じて関連機関に関する情報を注記すると共に、民間事業者の希望があれば実施府省から関連機関に協力要請することを明記する。	○	5(2)に調査空海港への協力依頼を行うとある
⑤	作業量の多い業務、専門性の高い業務の一部について、事業者自ら実施する必要はなく、再委託が可能である場合には、その旨明記する。	○	12(16)に記載
⑥	再委託先や関連機関等と締結する契約について、質の確保の観点から発注者が契約について一定の内容を求める場合(著作権の帰属等)には、その内容を示すか契約書のひな形等を添付する。	○	12(16)に記載。契約書を提出とある
⑦	落札者決定後速やかに引継ぎを行えるよう、現行事業者や発注者が協力して引継ぎを行うことが記載されているか。	○	9に記載
⑧	施設、貸与物件、資料等の引継ぎにあたり費用負担が大きいもの、原状回復の必要があるもの等について、引継ぎ方法や費用負担が明記されているか。また引継ぎ期間は十分に取られているか(少なくとも従前以上)。	×	3月30日開札で4月15日実査開始では余裕がない
⑨	実施府省及び事業者の作成した著作物等については、引継ぎの際の権利義務の帰属に関する取扱いが明確であるか。	○	12(11)に知的財産権の項目あり
⑩	定量化できない事項を定性的な達成目標とする場合は、国の行政機関等が要求する水準について可能な限りわかりやすく記述されているか。	非該当	
⑪	業務を行うに当たり確保すべき質を設定する際には、民間事業者の責めにやらない事由(利用者や発注者の事情による数値の変動等)が含まれないよう考慮すること。	×	別添1、3の回答数配分が細か過ぎる
⑫	委託費の増減額措置を設定する場合には、対象公共サービスの達成水準を客観的に示す定量的な指標と連動させるなど、第三者から見て納得できる明確な基準・事由に基づいて行うこと。また、増減の金額や割合、対象となる委託費の範囲、増減額の上限などを定めること。	非該当	
⑬	減額措置は民間事業者の意欲を著しく削ぎ、かえって参入障壁となったり、契約関係からの離脱を促すような内容とならないよう留意する。減額の実施を契約解除の条件とする場合には、そのための手続を定めること。	非該当	
2. 実施期間について(法第9条第2項第2号, 第14条第2項第2号)			
①	単年で実施している事業については、設備やスキル構築への投資効率を考慮し、競争環境を減殺しない程度に複数年とすることを検討しているか。	非該当	
3. 入札参加資格について(法第9条第2項第3号及び第3項, 第14条第2項第2号及び第3項)			
① ☆	入札参加資格は、特定の事業者しか応札できないなど、競争性を阻害するような要件となっていないか。	○	5に記載
② ☆	入札参加資格要件は、客観的に証明できる事項のみとし、評価が分かれる可能性のある事項(対象公共サービスの実施体制や事業実績に関する事項等)は技術点の評価項目として位置付けること。	○	5に記載
③ ☆	競争参加資格の等級について、応札者の拡大のため、可能な限り下位の等級まで含めることを検討しているか。	○	
④ ☆	共同体による入札参加資格を定めること。その際、共同事業体の構成に条件を付さないこと(「地理的要因から単独で事業を実施できない場合」等)。	×	記載なし
⑤ ☆	共同事業体では、グループの構成員全てに求める必要のない入札参加資格については代表者のみに求めることとし、その他の構成員については必要最低限の入札参加資格にすること。特に業務実施体制については共同事業体全体として業務実施が可能であることを示すことで足りるとすること。	×	記載なし
⑥ ☆	業務を実施する上で必須となる事業者の法的資格については、原則的に入札参加資格とする。ただし、資格取得の手続き等に配慮して落札後業務開始時までには備えればよいとすることも検討すること。	○	5に記載
⑦ ☆	その他の資格については、当該資格を要件として求めても一定の応札者数が確保できること、専門能力を担保するのに他の代替手段がないかを検討し、必要最低限の入札参加資格とすること。	○	5に記載
⑧	入札参加資格要件として一定の地域内に本店・支店が置かれていることを求める場合には、当該要件を求めても一定の応札者は確保できるよう、本店・支店の設置範囲を制限しないこと、営業所を含めること等について検討し、必要最低限の入札参加資格要件とすること。	非該当	
⑨	業務を実施する上で特定の施設・設備を保有していることが必須である場合には、原則として入札参加資格要件とすること。ただし、参入障壁緩和の観点から、落札後業務開始までに保有すればよいとすることも検討すること。	非該当	
⑩	入札参加資格として民間事業者又は業務従事者の知見・技術力等を求める場合には、その客観的な証明手段を明記すること。	非該当	
4. 入札参加者の募集について(法第9条第2項第4号, 第14条第2項第4号)			
① ☆	入札広告から事業開始までのスケジュールは十分余裕をもったものとなっているか(少なくとも従前以上)。	×	3月4日公告、3月30日開札で4月から開始では厳しい
②	入札公告から入札書類提出までの期間が十分確保されているか(少なくとも従前以上)。また、入札書類はインターネット等の安易な手段により入手できるか。	×	3月4日公告、3月18日提出は厳しい。入札説明書は手交
③	入札説明会後から入札書類提出前までの期間に、質問期間が十分に設けられているか。	×	3月11日説明会、16日質問締切は厳しい

④ ☆	競争条件を損なうことがないよう質問への回答や情報提供は原則として公表することとする。ただし、公表することが民間事業者の不利益となる場合には質問者の意向を聴取した上で公表しないよう配慮すること。	△	記載なし、質問様式は添付
⑤	必要に応じ、現場説明会の開催が考慮されているか。	非該当	
⑥	入札書類の提出要求が新規参入事業者にとって過大な負担となっていないか。契約時に求めることで足りる書面などは省略し、あらかじめ様式を示すなどして入札書類作成の負担を軽減すること。	○	別紙様式あり
⑦ ☆	提案書についてはひな形及び記入例を示すこと。各評価項目と様式との対応を明示し、提案書の添付資料についてもわかりやすく示すこと。また、提案書作成の負担軽減や現行事業者と新規事業者との間のイコールフットingの観点から、提案書の枚数の上限を定めること。	△	別紙様式あり。上限の記載はない
⑧	経理基盤に関する確認のために求める書類については、会計課等とも協議の上、不必要に提出を求めることのないよう注意すること。	○	特に求めている
⑨	入札金額の内容・範囲を明示すること。必要に応じ、入札金額の算出に当たって必要となる算式や予定数量を示すこと。	○	様式2に記載あり
5. 落札者決定のための評価基準等について(法第9条第2項第5号, 第14条第2項第5号)			
①	必須項目、加点項目ともに各項目の評価基準を明らかにすること、段階的に配点する場合には、配点の内訳についても示すこと。	○	別紙1
②	評価項目は細分化しすぎると提案書の記載もれを招き、提案書の作成負担も過大になるので、類似の評価項目はできるだけ1つにまとめ、評価基準において評価対象となる事項を明らかにすること。	○	別紙1
③	民間事業者が積極的に創意工夫の提案を行うよう、評価項目や評価基準を設定し、評価において重視するポイントを明らかにすること。	○	別紙1
④ ☆	新規参入を促すため、同一又は類似業務の実績を過度に高く評価しないこと。また業務実績を評価対象とする場合には、参入障壁とならないよう、原則として加点項目において評価すること。	○	別紙1
⑤ ☆	類似実績を評価の対象とする場合には、類似実績として認める範囲も明らかにすること。その際、類似実績の範囲は業務の実施にあたって有益な知見・ノウハウを有する業態を広く含めるようにし、官公庁の発注であることなど、特定の業態に拘らないようにすること。	非該当	
⑥ ☆	民間事業者又は業務従事者の知見・ノウハウ等を評価対象とする場合には、求められる知見・ノウハウの具体的内容、求められる水準がわかるように記載すること。その際「精通していること」といった表現ではなく、できる限り客観的な指標をもって示すこと(●年以上の業務従事経験等)。	△	別紙3 但し求められる水準がわからない
⑦	現行事業者に有利となる特定の項目の評価点が高いなど、偏った評価とならないように配点を設定すること。複数の項目に配点が分かれていても実質同一の条件を重複して評価している場合があるので注意すること(知見・ノウハウの評価基準が類似実績の有無である場合等)。	○	別紙1
⑧	特定の公的または民間の認証(ISO、プライバシーマーク等)を得ていることを評価の対象とする場合は、当該認証の取得の難易を考慮し、他の認証の取得、評価材料によって配点することができないかについても検討すること。	非該当	
⑨	高い専門性が求められる一定の分野について、専門能力の証明を民間事業者に求め、民間事業者に証明責任を負わせることはせず、専門能力の証明のために提出させる資料を明らかにし、発注者において専門性の有無を判断すること。	△	専門能力の証明のための提出資料が明らかでない
⑩ ☆	業務に有益な「ネットワーク」を有していることを求めるものについては、現行事業者に過度に有利になるおそれがあるため、連携を求める対象を明らかにした上で、必要に応じて発注者が関連機関に対して連携・協力の依頼をすること。業務実施体制に関する評価項目と重複していないかについても検討すること。	非該当	
⑪	民間事業者の経験や能力を評価するに当たっては、現行事業者に有利に評価することのないよう、過去の実績ではなく、提出された組織の実施体制を評価することで足りないかについても検討すること。	○	
6. 情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第6号)			
7. 情報開示について(法第9条第2項第7号及び第4項, 第14条第2項第6号及び第4項)			
① ☆	対象公共サービスを外部委託によって実施している場合、当該委託費の支払額及びその内訳を開示すること。また、内訳は、新規参入者であっても積算できるように、できる限り委託業務に沿った内容とするともに、管理費の有無についても明確にすること。	×	記載なし
②	費目ごとに年度によって金額が相当程度変動しているものについては、増減の要因(業務量の変動等)を注記する。金額の変動と業務量の変動に相関性が認められる場合には当該業務量も開示する。	×	記載なし
③	人員数は工数(人日)だけでなく、実人数を示すこと。複数の業務に重複する人員がある場合は、その旨を注記すること。	×	記載なし
④	年度や通年の繁閑状況によって人員数が相当程度増減している場合には、増減の要因(業務量の変動等)や増減措置の内容及び方法について注記する。人員の変動と業務量の変動に相関性が認められる場合には、当該業務量も開示する。	×	記載なし
⑤	常勤、非常勤の職員は区分して記載する。非常勤職員等の勤務時間、従事日数、雇用目的等について注記する。ボランティアの従事がある場合には、募集条件、募集方法と人数、従事日数等を記載する。	×	記載なし
⑥	対象公共サービス従事者に求められる保有資格、専門的知識、業務経験、業務処理能力等があれば記載する。	○	5(5)に外国語の日常会話ができる調査員と記載
⑦	対象公共サービスの実施のために使用した施設については、施設名称、場所、使用面積、使用料(借料)等を明らかにする。設備及び主要な物品については、種類、種類別の使用料、維持管理の経費負担等を開示する。他の事業と共用の施設、設備等があればその旨を注記する。	○	5(2)警備員を手配する必要がある。その経費は受注者負担とある
⑧	開示した施設、設備及び主要な物品等について国が貸与するものと民間事業者自身が準備すべきものの区分を明示し、国が貸与するものについては一覧を記載すること。	○	別添3-4に記載
⑨	業務実施期間中に、設備、備品及び主要な物品等について変更(修理、追加費用等を含む)があった場合は、その内容を明記する。	○	5(7)、6に記載あり
⑩	従来の実施において達成水準を設定していた場合には、その水準(アンケート調査の結果、モニタリングの結果等)や達成の程度を明示すること。また、達成水準を達成できなかった場合には、その理由を明記すること。	△	別添1 図表4に案はある
⑪	複数の地域、事業所で行う業務の場合には、地域、事業所ごとの達成水準を示すこと。	○	別添1 P4Iに記載あり

⑫	業務の性質により、単位作業量あたりの時間、単位作業量あたりの人日数、単位日数あたりの作業量、一人当たり作業量等を記載すること。	非該当	
⑬	業務の繁閑の変動が大きく、単位日数あたりの作業量のみでは情報開示として不十分である場合には、一日の中での時間帯別業務量や月別業務量も開示する。	非該当	
⑭	対象公共サービスの一部を外部委託している場合には、従来の外部委託の状況がわかるように業務フロー図に外部委託部分を記載するなど、どの程度外部委託しているか分かるよう記載する。	非該当	
⑮	緊急時の対応業務が必要な事業では、過去の発生頻度、発生状況等が開示されているか。	△	5(7)④⑤で天候不順・災害等の発生に言及しているが発生頻度等なし
⑯	業務従事者等に対する研修、外部有識者による委員会や会議の開催回数は開示されているか。	○	5(3)に説明会の準備・実施と記載あり
⑰	その他、秘密保持等の観点から実施要項上で開示が困難な情報についても、業務開始までに秘密保持誓約書等の提出を条件に開示することができる場合はその旨記載する。	非該当	
⑱	入札単位が複数である場合、全入札単位に共通する事項を冒頭に記載した上で、各入札単位個別の事項については入札単位ごとに数値を開示しているか。	非該当	
⑲	入札が一つであっても複数の事業所、都道府県ごとに行う業務については、新規事業者が適切に実施体制を組むことができるよう事業所、地域ごとの情報開示を行うこと。	○	
⑳ ☆	「従来の実施に要した経費」「従来の実施に要した人員」「従来の実施に要した施設及び設備」「従来の実施における目的の達成の程度」について、可能な限り最新の情報を含む複数年の情報を提供すること(原則3年以上)。原則、実施要項を公表する年度の前年度までの情報を開示することとするが、実施要項を公表する年度の情報も参考情報として開示することが可能であれば、それを含めて開示する。	△	過去の開示がない
㉑ ☆	市場化テストの開始後、業務内容や分量に変更が生じる場合でも新規事業者が適切に積算ができるよう、業務内容や分量の変更内容を注記し、参考となり得る情報を開示すること。	○	5(8)に「調査票の変更・システム改修」の記載あり
㉒ ☆	対象公共サービスを実施している現場での説明会を開催する、関連資料の閲覧許可を行うなどの対応を積極的に行うこと。資料の閲覧を認める場合は、閲覧場所、閲覧方法についても明示すること。HP等で公開しているものについてはURLを記載すること。	非該当	
8. 使用させることができる国有財産について(法第9条第2項第8号, 第14条第2項第7号)			
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第9号)			
10. 適用される法令の特例について(法第9条第2項第10号, 第14条第2項第8号)			
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について(法第9条第2項第11号, 第14条第2項第9号)			
①	事業終了時に提出する事業報告書について、過去の報告書の閲覧方法が示されているか。	非該当	
②	事業報告書の提出時期、記載すべき内容及び様式の有無が明らかにされているか。	非該当	
③	業務の全部を一括して再委託することの禁止が定められているか。	○	12(16)①に記載あり
④	再委託先についてあらかじめ企画書に記載すべき事項(再委託先選定の理由、履行能力等)があれば明記すること。	○	12(16)②に記載あり
⑤	再委託を実施するために発注者の事前の承認が必要な場合はその旨記載すること。	○	12(16)②に記載あり
⑥	再委託先の責めに帰すべき事由について受託する民間事業者の責めに帰すべきことが記載されているか。	○	12(16)④に記載あり
⑦	契約変更のための要件や手続きについて、法21条の手続きを経る必要があることを含め、記載されているか。	非該当	
⑧	事業や業務内容に変動が生じることが予想される事業については、具体的な契約変更事由をあらかじめ定めておくこと。	×	配布書類、HPの標準契約書案とも契約変更の記載なし
⑨	契約解除については、解除要件のほか、必要に応じ、解除の場合の委託費の支払、違約金、損害賠償等について定めておくこと。	△	HPの標準契約書案に記載
⑩ ☆	解除要件が発注者に不当に有利である場合には、参入障壁となるおそれがあるため注意すること(発注者の判断により、無条件に即時解除が可能等)。	△	HPの標準契約書案
12. 損害賠償について(法第9条第2項第12号, 第14条第2項第10号)			
① ☆	契約額に比して損害賠償額が高額になることが参入障壁となる可能性がある場合、賠償責任額(求償額)の上限を定める、賠償責任の発生する場面を限定する(故意・重過失等)ことができないか検討する。	非該当	
13. 評価について(法第9条第2項第13号, 第14条第2項第11号)			
①	継続事業の場合、前期の実施状況、評価結果を踏まえた内容が盛り込まれているか。	非該当	

※競争性の改善について、特に留意すべき項目については☆印

2.4 「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」による評価結果

案件名：「平成27年度住宅市場動向調査」 一般統計 非公サ法案件 最低価格落札方式

1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について(法第9条第2項第1号, 第14条第2項第1号)		判定	備考
①	事業の委託範囲は、実施要項によって特定されており、明確であるか。	○	4.業務内容
②	複数の業務を一つの業務に統合したり、一つの業務を別々の業務に業務単位で分割したりすることにより、参入障壁を緩和できる可能性を検討したか。	非該当	
③	業務内容(作業内容)が具体的に特定されているか。「～等を行う」、「～が望ましい」、「必要に応じて」、「～以外を実施する」、「(記載された業務内容は)最低限の要求事項である」、「その他必要に応じて」などの曖昧な記載をしないこと。求める成果だけではなく、プロセスを明記すること(「データを集める」ではなく、「～を行って、データを集める」等)	△	4.業務内容にあるが設定や回収数については前回報告書のURLのみ
④	業務を行う上で協力や連携が必要となる関連機関について、具体的にどの機関と協力、連携すべきが明らかにしているか。必要に応じて関連機関に関する情報を注記すると共に、民間事業者の希望があれば実施府省から関連機関に協力要請することを明記する。	○	13担当課は明記
⑤	作業量の多い業務、専門性の高い業務の一部について、事業者自ら実施する必要はなく、再委託が可能である場合には、その旨明記する。	×	応札関係書類(説明書、仕様書)には「再委託」の文言なし
⑥	再委託先や関連機関等と締結する契約について、質の確保の観点から発注者が契約について一定の内容を求める場合(著作権の帰属等)には、その内容を示すか契約書のひな形等を添付する。	×	記載なし(注1)
⑦	落札者決定後速やかに引継ぎを行えるよう、現行事業者や発注者が協力して引継ぎを行うことが記載されているか。	×	記載なし
⑧	施設、貸与物件、資料等の引継ぎにあたり費用負担が大きいもの、原状回復の必要があるもの等について、引継ぎ方法や費用負担が明記されているか。また引継ぎ期間は十分に取られているか(少なくとも従前以上)。	非該当	
⑨	実施府省及び事業者の作成した著作物等については、引継ぎの際の権利義務の帰属に関する取扱いが明確であるか。	○	9.著作権等の帰属
⑩	定量化できない事項を定性的な達成目標とする場合は、国の行政機関等が要求する水準について可能な限りわかりやすく記述されているか。	非該当	定量調査
⑪	業務を行うに当たり確保すべき質を設定する際には、民間事業者の責めによらない事由(利用者や発注者の事情による数値の変動等)が含まれないよう考慮すること。	△	抽出地点と地点内での訪問世帯数に斟酌あり(調査対象地区の選定)
⑫	委託費の増減額措置を設定する場合には、対象公共サービスの達成水準を客観的に示す定量的な指標と連動させるなど、第三者から見て納得できる明確な基準・事由来に基づいて行うこと。また、増減の金額や割合、対象となる委託費の範囲、増減額の上限などを定めること。	非該当	
⑬	減額措置は民間事業者の意欲を著しく削ぎ、かえって参入障壁となったり、契約関係からの離脱を促すような内容とならないよう留意する。減額の実施を契約解除の条件とする場合には、そのための手続を定めること。	非該当	
2. 実施期間について(法第9条第2項第2号, 第14条第2項第2号)			
①	単年で実施している事業については、設備やスキル構築への投資効率を考慮し、競争環境を減殺しない程度に複数年とすることを検討しているか。	非該当	
3. 入札参加資格について(法第9条第2項第3号及び第3項, 第14条第2項第2号及び第3項)			
① ☆	入札参加資格は、特定の事業者しか応札できないなど、競争性を阻害するような要件となっていないか。	×	A,B等級理由?入札説明書3参加資格の理由
② ☆	入札参加資格要件は、客観的に証明できる事項のみとし、評価が分かれる可能性のある事項(対象公共サービスの実施体制や事業実績に関する事項等)は技術点の評価項目として位置付けること。	非該当	最低価格落札方式
③ ☆	競争参加資格の等級について、応札者の拡大のため、可能な限り下位の等級まで含めることを検討しているか。	×	C等級でも可能と思われる
④ ☆	共同体による入札参加資格を定めること。その際、共同事業体の構成に条件を付さないこと(「地理的要因から単独で事業を実施できない場合」等)。	×	共同企業体事項なし
⑤ ☆	共同事業体では、グループの構成員全てに求める必要のない入札参加資格については代表者のみに求めることとし、その他の構成員については必要最低限の入札参加資格にすること。特に業務実施体制については共同事業体全体として業務実施が可能であることを示すことで足りるとすること。	×	共同企業体事項なし
⑥ ☆	業務を実施する上で必須となる事業者の法的資格については、原則的に入札参加資格とする。ただし、資格取得の手続き等に配慮して落札後業務開始までに備えればよいとすることも検討すること。	×	記載なし
⑦ ☆	その他の資格については、当該資格を要件として求めるとも一定の応札者数が確保できること、専門能力を担保するのに他の代替手段がないかを検討し、必要最低限の入札参加資格とすること。	×	記載なし
⑧	入札参加資格要件として一定の地域内に本店・支店が置かれていることを求める場合には、当該要件を求めるとも一定の応札者は確保できるよう、本店・支店の設置範囲を制限しないこと、営業所を含めること等について検討し、必要最低限の入札参加資格要件とすること。	△	中京圏、近畿圏が調査対象地域になっているが「関東・甲信越地区の競争参加資格を有する者」となっている
⑨	業務を実施する上で特定の施設・設備を保有していることが必須である場合には、原則として入札参加資格要件とすること。ただし、参入障壁緩和の観点から、落札後業務開始までに保有すればよいとすることも検討すること。	×	特定施設・設備必須の記載なし
⑩	入札参加資格として民間事業者又は業務従事者の知見・技術力等を求める場合には、その客観的な証明手段を明記すること。	非該当	「知見・技術力等を求める場合」に該当しない
4. 入札参加者の募集について(法第9条第2項第4号, 第14条第2項第4号)			
① ☆	入札広告から事業開始までのスケジュールは十分余裕をもったものとなっているか(少なくとも従前以上)。	○	公告:平成27年6月11日 開札:7月2日(注2)
②	入札広告から入札書類提出までの期間が十分確保されているか(少なくとも従前以上)。また、入札書類はインターネット等の安易な手段により入手できるか。	○	公告:平成27年6月11日 開札:7月2日
③	入札説明会後から入札書類提出前までの期間に、質問期間が十分に設けられているか。	○	公告:平成27年6月11日 開札:7月2日

④ ☆	競争条件を損なうことがないよう質問への回答や情報提供は原則として公表することとする。ただし、公表することが民間事業者の不利益となる場合には質問者の意向を聴取した上で公表しないよう配慮すること。	×	内容についての問合せ対応の記載なし
⑤	必要に応じ、現場説明会の開催が考慮されているか。	×	現場説明会が調査員へのインストラクションとすれば特に記載はない
⑥	入札書類の提出要求が新規参入事業者にとって過大な負担となっていないか。契約時に求めることで足りる書面などは省略し、あらかじめ様式を示すなどして入札書類作成の負担を軽減すること。	○	
⑦ ☆	提案書についてはひな形及び記入例を示すこと。各評価項目と様式との対応を明示し、提案書の添付資料についてもわかりやすく示すこと。また、提案書作成の負担軽減や現行事業者と新規事業者との間のイコールフットingの観点から、提案書の枚数の上限を定めること。	非該当	最低価格落札方式
⑧	経理基盤に関する確認のために求める書類については、会計課等とも協議の上、不必要に提出を求めることのないよう注意すること。	×	配慮は見られない(記載なし)
⑨	入札金額の内容・範囲を明示すること。必要に応じ、入札金額の算出に当たって必要となる算式や予定数量を示すこと。	×	記載なし

5. 落札者決定のための評価基準等について(法第9条第2項第5号, 第14条第2項第5号)

①	必須項目、加点項目ともに各項目の評価基準を明らかにすること、段階的に配点する場合には、配点の内訳についても示すこと。	非該当	最低価格落札方式
②	評価項目は細分化しすぎずと提案書の記載もれを招き、提案書の作成負担も過大になるので、類似の評価項目はできるだけ1つにまとめ、評価基準において評価対象となる事項を明らかにすること。	非該当	最低価格落札方式
③	民間事業者が積極的に創意工夫の提案を行うよう、評価項目や評価基準を設定し、評価において重視するポイントを明らかにすること。	非該当	最低価格落札方式
④ ☆	新規参入を促すため、同一又は類似業務の実績を過度に高く評価しないこと。また業務実績を評価対象とする場合には、参入障壁とならないよう、原則として加点項目において評価すること。	非該当	最低価格落札方式
⑤ ☆	類似実績を評価の対象とする場合には、類似実績として認める範囲も明らかにすること。その際、類似実績の範囲は業務の実施にあたって有益な知見・ノウハウを有する業態を広く含めるようにし、官公庁の発注であることなど、特定の業態に拘らないようにすること。	非該当	最低価格落札方式
⑥ ☆	民間事業者又は業務従事者の知見・ノウハウ等を評価対象とする場合には、求められる知見・ノウハウの具体的内容、求められる水準がわかるように記載すること。その際「精通していること」といった表現ではなく、できる限り客観的な指標をもって示すこと(●年以上の業務従事経験等)。	非該当	最低価格落札方式
⑦	現行事業者に有利となる特定の項目の評価点が高いなど、偏った評価とならないように配点を設定すること。複数の項目に配点が分かれていても実質同一の条件を重複して評価している場合があるので注意すること(知見・ノウハウの評価基準が類似実績の有無である場合等)。	非該当	最低価格落札方式
⑧	特定の公的または民間の認証(ISO、プライバシーマーク等)を得ていることを評価の対象とする場合は、当該認証の取得の難易を考慮し、他の認証の取得、評価材料によって配点することができないかについても検討すること。	非該当	最低価格落札方式
⑨	高い専門性が求められる一定の分野について、専門能力の証明を民間事業者に求め、民間事業者に証明責任を負わせることはせず、専門能力の証明のために提出させる資料を明らかにし、発注者において専門性の有無を判断すること。	非該当	最低価格落札方式
⑩ ☆	業務に有益な「ネットワーク」を有していることを求めるものについては、現行事業者に過度に有利になるおそれがあるため、連携を求める対象を明らかにした上で、必要に応じて発注者が関連機関に対して連携・協力の依頼をすること。業務実施体制に関する評価項目と重複していないかについても検討すること。	非該当	最低価格落札方式
⑪	民間事業者の経験や能力を評価するに当たっては、現行事業者に有利に評価することのないよう、過去の実績ではなく、提出された組織の実施体制を評価することで足りないかについても検討すること。	非該当	最低価格落札方式

6. 情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第6号)

7. 情報開示について(法第9条第2項第7号及び第4項, 第14条第2項第6号及び第4項)

① ☆	対象公共サービスを外部委託によって実施している場合、当該委託費の支払額及びその内訳を開示すること。また、内訳は、新規参入者であっても積算できるよう、できる限り委託業務に沿った内容とするとともに、管理費の有無についても明確にすること。	×	記載なし(一般会計法案件)
②	費目ごとに年度によって金額が相当程度変動しているものについては、増減の要因(業務量の変動等)を注記する。金額の変動と業務量の変動に相関性が認められる場合には当該業務量も開示する。	×	記載なし(一般会計法案件)
③	人員数は工数(人日)だけでなく、実人数を示すこと。複数の業務に重複する人員がある場合は、その旨を注記すること。	×	記載なし(一般会計法案件)
④	年度や通年の繁閑状況によって人員数が相当程度増減している場合には、増減の要因(業務量の変動等)や増減措置の内容及び方法について注記する。人員の変動と業務量の変動に相関性が認められる場合には、当該業務量も開示する。	×	記載なし(一般会計法案件)
⑤	常勤、非常勤の職員は区分して記載する。非常勤職員等の勤務時間、従事日数、雇用目的等について注記する。ボランティアの従事がある場合には、募集条件、募集方法と人数、従事日数等を記載する。	×	記載なし(一般会計法案件)
⑥	対象公共サービス従事者に求められる保有資格、専門的知識、業務経験、業務処理能力等があれば記載する。	×	記載なし(一般会計法案件)
⑦	対象公共サービスの実施のために使用した施設については、施設名称、場所、使用面積、使用料(借料)等を明らかにする。設備及び主要な物品については、種類、種類別の使用料、維持管理の経費負担等を開示する。他の事業と共用の施設、設備等があればその旨を注記する。	×	記載なし(一般会計法案件)
⑧	開示した施設、設備及び主要な物品等について国が貸与するものと民間事業者自身が準備すべきものの区分を明示し、国が貸与するものについては一覧を記載すること。	×	記載なし(一般会計法案件)
⑨	業務実施期間中に、設備、備品及び主要な物品等について変更(修理、追加費用等を含む)があった場合は、その内容を明記する。	×	記載なし(一般会計法案件)
⑩	従来の実施において達成水準を設定していた場合には、その水準(アンケート調査の結果、モニタリングの結果等)や達成の程度を明示すること。また、達成水準を達成できなかった場合には、その理由を明記すること。	×	記載なし(一般会計法案件)
⑪	複数の地域、事業所で行う業務の場合には、地域、事業所ごとの達成水準を示すこと。	×	記載なし(一般会計法案件)

⑫	業務の性質により、単位作業量あたりの時間、単位作業量あたりの人日数、単位日数あたりの作業量、一人当たり作業量等を記載すること。	×	記載なし(一般会計法案件)
⑬	業務の繁閑の変動が大きく、単位日数あたりの作業量のみでは情報開示として不十分である場合には、一日の中での時間帯別業務量や月別業務量も開示する。	×	記載なし(一般会計法案件)
⑭	対象公共サービスの一部を外部委託している場合には、従来の外部委託の状況がわかるように業務フロー図に外部委託部分を記載するなど、どの程度外部委託しているか分かるよう記載する。	×	記載なし(一般会計法案件)
⑮	緊急時の対応業務が必要な事業では、過去の発生頻度、発生状況等が開示されているか。	×	記載なし(一般会計法案件)
⑯	業務従事者等に対する研修、外部有識者による委員会や会議の開催回数は開示されているか。	×	記載なし(一般会計法案件)
⑰	その他、秘密保持等の観点から実施要項上で開示が困難な情報についても、業務開始までに秘密保持誓約書の提出を条件に開示することができる場合はその旨記載する。	×	記載なし(一般会計法案件)
⑱	入札単位が複数である場合、全入札単位に共通する事項を冒頭に記載した上で、各入札単位個別の事項については入札単位ごとに数値を開示しているか。	×	記載なし(一般会計法案件)
⑲	入札が一つであっても複数の事業所、都道府県ごとに行う業務については、新規事業者が適切に実施体制を組むことができるよう事業所、地域ごとの情報開示を行うこと。	×	記載なし(一般会計法案件)
⑳ ☆	「従来の実施に要した経費」「従来の実施に要した人員」「従来の実施に要した施設及び設備」「従来の実施における目的の達成の程度」について、可能な限り最新の情報を含む複数年の情報を提供すること(原則3年以上)。原則、実施要項を公表する年度の前年度までの情報を開示することとするが、実施要項を公表する年度の情報も参考情報として開示することが可能であれば、それを含めて開示する。	×	記載なし(一般会計法案件)
㉑ ☆	市場化テストの開始後、業務内容や分量に変更が生じる場合でも新規事業者が適切に積算ができるよう、業務内容や分量の変更内容を注記し、参考となり得る情報を開示すること。	×	記載なし(一般会計法案件)
㉒ ☆	対象公共サービスを実施している現場での説明会を開催する、関連資料の閲覧許可を行うなどの対応を積極的に行うこと。資料の閲覧を認める場合は、閲覧場所、閲覧方法についても明示すること。HP等で公開しているものについてはURLを記載すること。	×	記載なし(一般会計法案件)
8. 使用させることができる国有財産について(法第9条第2項第8号、第14条第2項第7号)			
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第10号)			
10. 適用される法令の特例について(法第9条第2項第10号、第14条第2項第8号)			
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について(法第9条第2項第11号、第14条第2項第9号)			
①	事業終了時に提出する事業報告書について、過去の報告書の閲覧方法が示されているか。	○	仕様書にURL表示あり
②	事業報告書の提出時期、記載すべき内容及び様式の有無が明らかにされているか。	○	仕様書にURL表示あり
③	業務の全部を一括して再委託することの禁止が定められているか。	×	応札関係書類(説明書、仕様書)には「再委託」の文言なし。少なくとも実査の再委託は認められている(前年実績より)
④	再委託先についてあらかじめ企画書に記載すべき事項(再委託先選定の理由、履行能力等)があれば明記すること。	×	同上
⑤	再委託を実施するために発注者の事前の承認が必要な場合はその旨記載すること。	×	同上
⑥	再委託先の責めに帰すべき事由について受託する民間事業者の責めに帰すべきことが記載されているか。	×	記載なし
⑦	契約変更のための要件や手続きについて、法21条の手続きを経る必要があることを含め、記載されているか。	×	記載なし
⑧	事業や業務内容に変動が生じることが予想される事業については、具体的な契約変更事由をあらかじめ定めておくこと。	×	記載なし
⑨	契約解除については、解除要件のほか、必要に応じ、解除の場合の委託費の支払、違約金、損害賠償等について定めておくこと。	×	記載なし
⑩ ☆	解除要件が発注者に不当に有利である場合には、参入障壁となるおそれがあるため注意すること(発注者の判断により、無条件に即時解除が可能等)。	×	記載なし
12. 損害賠償について(法第9条第2項第12号、第14条第2項第10号)			
① ☆	契約額に比して損害賠償額が高額になることが参入障壁となる可能性がある場合、賠償責任額(求償額)の上限を定める、賠償責任の発生する場面を限定する(故意・重過失等)ことができないか検討する。	非該当	
13. 評価について(法第9条第2項第13号、第14条第2項第10号)			
①	継続事業の場合、前期の実施状況、評価結果を踏まえた内容が盛り込まれているか。	非該当	

※競争性の改善について、特に留意すべき項目については☆印

注1 再委託条項は契約書に明記のケースがあるが、契約書(案)が非添付のため確認できない。

注2 入札説明書には履行期間(契約の翌日～平成28年3月31日)とあるのみ。仕様書に詳細日程の記載はない。

〈資料編〉

資料3 : 「2015 年統計調査士・専門統計調査士受験
対策講座」案内



統計調査士・専門統計調査士 受験対策講座

3
つの
ポイント!

1. 過去4年分の出題内容と2014年度の試験問題を解説
2. リサーチャーに必要な統計学の知識と調査実施実務を基礎から学ぶ
3. 公的統計に関する基礎知識とデータの利活用について学ぶ

●日程及びプログラム 弱点克服！受講の組み合わせは自由！

9/29(火) 10:00▶17:00	① 統計学基礎講座 ー統計学の基礎を定量調査の手順に沿って学ぶー (標本調査と母集団推計、無作為抽出の方法、標本誤差・代表値、検定など)	14,000円 (税別)
9/30(水) 10:00▶17:00	② 統計学応用講座 ーデータ分析における統計手法の活用を学ぶー (相関関係・回帰・多変量解析・指数化など) <small>*受講者は、①に相当する知識があることが前提とします。統計学基礎講座に該当する内容については解説をしません。</small>	14,000円 (税別)
10/6(火) 10:00▶17:00	③ 専門統計調査士対策講座「データの利活用編」 ー2014年の試験問題を中心に過去の試験問題を解説ー (標本設計・データ分析・精度評価・調査データ・分析結果のまとめ等の手法など) <small>*受講者は、①②に相当する知識があることが前提とします。統計学基礎講座・応用講座に該当する内容については解説をしません。</small>	14,000円 (税別)
10/7(水) 10:00▶13:00	④ 統計調査士対策講座「公的統計実務編」 ー2014年の試験問題を中心に過去の試験問題を解説ー (公的統計の役割・統計法規・統計調査の基本的知識・統計調査員の役割など)	7,000円 (税別)
10/7(水) 14:00▶17:00	⑤ 専門統計調査士対策講座「調査実施実務編」 ー2014年の試験問題を中心に過去の試験問題を解説ー (調査の企画・運営・実施・調査員指導など)	7,000円 (税別)

●使用テキスト

テキスト代は、参加費に含まれます。

- ①は講師著作のオリジナルテキスト ②は『社会調査の実際』11版(学文社)と講師著作のオリジナルテキスト
- ③⑤は日本統計学会公式認定 『統計調査士・専門統計調査士公式問題集[2011～2013]』(実務教育出版)
- ④は立教大学社会情報教育研究センター 『統計検定統計調査士試験対策コンテンツ』

特典：2講座以上受講する場合は割引制度(10%)があります。

